

令和4年6月16日

**衆議院小選挙区選出議員の選挙区  
の改定案についての勧告  
参 考 資 料**

- 資料1 衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案の概要
- 資料2 改定案で変更される選挙区
- 資料3 衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案の概要（都道府県別）
- 資料4 衆議院小選挙区別 令和2年日本国民の人口及び人口最少選挙区との較差【改定案】
- 資料5 衆議院小選挙区別 令和2年日本国民の人口及び人口最少選挙区との較差【改定案】人口順
- 資料6 衆議院小選挙区 都道府県別 令和2年日本国民の人口、定数及び議員1人当たり人口【改定案】
- 資料7 衆議院小選挙区 都道府県別 令和2年日本国民の人口、定数及び議員1人当たり人口【改定案】人口順
- 資料8 改定案における分割市区の選挙区別人口
- 資料9 区割り改定案の作成方針（令和4年2月21日）

令和4年6月16日

## 衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案の概要

## ○ 都道府県別定数の異動

## (1) 定数増

埼玉県(15→16) 千葉県(13→14) 東京都(25→30) 神奈川県(18→20)  
愛知県(15→16)

## (2) 定数減

宮城県(6→5) 福島県(5→4) 新潟県(6→5) 滋賀県(4→3) 和歌山県(3→2)  
岡山県(5→4) 広島県(7→6) 山口県(4→3) 愛媛県(4→3) 長崎県(4→3)

## ○ 改定案で変更される選挙区の数

25都道府県140選挙区

## 【内訳】

(1) 選挙区の数が増加することとなる都県の区域内の選挙区の改定に伴うもの

5都県 61選挙区

(2) 選挙区の数が増加することとなる県の区域内の選挙区の改定に伴うもの

10県 45選挙区

(3) 較差2倍未満の人口基準に適合しない選挙区

( (1) に該当する選挙区を除く。 ) の改定に伴うもの

2府県 4選挙区

(4) その他作成方針に基づく改定に伴うもの

8道県 30選挙区

① 第49回総選挙当日有権者数で較差2倍以上  
となっている選挙区の改定に伴うもの

2道県 5選挙区

② 合併等による市区の分割を解消する改定に伴うもの

6県 25選挙区

※ 「較差2倍未満の人口基準に適合しない選挙区」とは、区割り改定案の作成方針(令和4年2月21日)

1(1)で定める議員1人当たり人口最少県の人口最少選挙区(鳥取県第2区)の人口以上であって、かつ、当該人口の2倍未満の基準(令和2年日本国民の人口では273,973人~547,945人)に適合しない選挙区である。

○ 人口最少選挙区との較差が2倍以上となる選挙区の数

改定案 (令和2年日本国民の人口) 0選挙区	現 行 (令和2年日本国民の人口) 23選挙区	前回区割り改定時 (平成27年日本国民の人口) 0選挙区
------------------------------	-------------------------------	------------------------------------

○ 最大人口較差

改定案 (令和2年日本国民の人口)	現 行 (令和2年日本国民の人口)	前回区割り改定時 (平成27年日本国民の人口)
最大： 福岡 2区 547,664人	東京 22区 574,264人	神奈川 16区 554,516人
最小： 鳥取 2区 273,973人	鳥取 2区 273,973人	鳥取 2区 283,502人
1.999倍	2.096倍	1.956倍

○ 都道府県間の議員1人当たり人口の較差

改定案 (令和2年日本国民の人口)	現 行 (令和2年日本国民の人口)	前回区割り改定時 (平成27年日本国民の人口)
最大： 岡山県 465,829人	東京都 542,569人	東京都 525,468人
最小： 鳥取県 274,549人	鳥取県 274,549人	鳥取県 285,029人
1.697倍	1.976倍	1.844倍

(参考1) 区割り改定時等の選挙区人口の最大較差等

		最大較差	較差が2倍以上となる選挙区数	改定対象選挙区数
○ 改定案				
(令和2年日本国民の人口)	最大： 福岡 2区 (547,664人) 最小： 鳥取 2区 (273,973人)	1.999倍	0選挙区	25都道府県 140選挙区
○ 過去の改定時等の状況				
【平成6年画定時】				
(平成2年国勢調査人口)	最大： 北海道 8区 (545,542人) 最小： 島根 3区 (255,273人)	2.137倍	28選挙区	
【平成13年改定時】				
(平成12年国勢調査人口)	最大： 兵庫 6区 (558,947人) 最小： 高知 1区 (270,743人)	2.064倍	9選挙区	20都道府県 68選挙区
【平成25年改定時】				
(平成22年国勢調査人口)	最大： 東京 16区 (581,677人) 最小： 鳥取 2区 (291,103人)	1.998倍	0選挙区	17都県 42選挙区
【平成29年改定時】				
(平成27年日本国民の人口)	最大： 神奈川 16区 (554,516人) 最小： 鳥取 2区 (283,502人)	1.956倍	0選挙区	19都道府県 97選挙区

(参考2) 改定案における分割市区 : 32市区 (▲73)

※1 令和4年6月16日現在の分割市区町の総数は105。

※2 3つの選挙区に分割された状態となっている5市区(下線)については、改定案によりいずれも分割が解消される。

・ 分割が解消される市区町の数 75市区町

宮城県：仙台市太白区、大崎市  
茨城県：水戸市、下妻市、笠間市、常陸大宮市、小美玉市  
栃木県：栃木市、下野市  
群馬県：桐生市、太田市、渋川市、みどり市  
埼玉県：さいたま市見沼区、熊谷市、春日部市、鴻巣市、越谷市、久喜市、ふじみ野市  
千葉県：松戸市、柏市、横芝光町  
東京都：港区、新宿区、台東区、品川区、目黒区、中野区、豊島区、多摩市、稲城市  
神奈川県：横浜市都筑区、川崎市中原区・宮前区、相模原市緑区・南区、座間市  
新潟県：新潟市北区・東区・中央区・江南区・南区・西区、長岡市  
岐阜県：岐阜市  
静岡県：静岡市葵区・駿河区・清水区、浜松市中区・南区・天竜区、御前崎市、伊豆の国市  
愛知県：一宮市、瀬戸市、豊田市  
滋賀県：東近江市  
島根県：出雲市、雲南市  
岡山県：岡山市北区・東区・南区、倉敷市、真庭市、吉備中央町  
広島県：三原市、尾道市、東広島市、江田島市  
山口県：山口市、周南市  
愛媛県：松山市  
長崎県：長崎市、佐世保市

・ 新たに分割される区の数 2区

北海道：札幌市白石区  
福岡県：福岡市東区

・ 分割の区域が変更される市区の数 12市区

埼玉県：川口市  
千葉県：市川市、船橋市  
東京都：大田区、世田谷区、杉並区、板橋区、練馬区、足立区、江戸川区、八王子市  
兵庫県：川西市

※ 分割の区域に変更がない市区の数(改定案には含まれていない) : 18市区

北海道：札幌市北区・西区	兵庫県：姫路市、西宮市
栃木県：宇都宮市	奈良県：奈良市
群馬県：高崎市	香川県：高松市、丸亀市
富山県：富山市	高知県：高知市
長野県：長野市	福岡県：福岡市南区・城南区
静岡県：富士市	大分県：大分市
三重県：四日市市	鹿児島県：鹿児島市

## 改定案で変更される選挙区

	都道府県数	選挙区数	都道府県別内訳 ( )内は該当選挙区	
1. 選挙区の数が増加することとなる都県の区域内の選挙区の改定に伴うもの	5	61	埼玉県 (12: 1区、2区、3区、5区、6区、7区、8区、11区、12区、13区、14区、15区) 千葉県 (9: 2区、4区、5区、6区、7区、8区、10区、11区、13区) 東京都 (22: 1区、2区、3区、4区、5区、6区、7区、8区、9区、10区、11区、12区、13区、14区、16区、17区、18区、19区、21区、22区、23区、24区) 神奈川県 (11: 5区、7区、8区、9区、10区、13区、14区、15区、16区、17区、18区) 愛知県 (7: 5区、6区、7区、9区、10区、11区、14区)	
2. 選挙区の数が減少することとなる県の区域内の選挙区の改定に伴うもの	10	45	宮城県 (5: 1区、3区、4区、5区、6区) 福島県 (5: 1区、2区、3区、4区、5区) 新潟県 (6: 1区、2区、3区、4区、5区、6区) 滋賀県 (3: 2区、3区、4区) 和歌山県 (3: 1区、2区、3区) 岡山県 (5: 1区、2区、3区、4区、5区) 広島県 (6: 1区、2区、3区、4区、5区、6区) 山口県 (4: 1区、2区、3区、4区) 愛媛県 (4: 1区、2区、3区、4区) 長崎県 (4: 1区、2区、3区、4区)	
3. 較差2倍未満の人口基準に適合しない選挙区 (1に該当する選挙区を除く。)の改定に伴うもの	2	4	大阪府 (2: 8区、9区) 福岡県 (2: 1区、4区)	
4. その他作成方針に基づく改定に伴うもの	8	30		
(内訳)	①第49回総選挙当日有権者数で較差2倍以上となっている選挙区の改定に伴うもの	2	5	北海道 (3: 3区、4区、5区) 兵庫県 (2: 5区、6区)
	②合併等による市区の分割を解消する改定に伴うもの	6	25	茨城県 (5: 1区、2区、4区、6区、7区) 栃木県 (4: 1区、2区、4区、5区) 群馬県 (4: 1区、2区、3区、5区) 岐阜県 (2: 1区、3区) 静岡県 (8: 1区、2区、3区、4区、5区、6区、7区、8区) 島根県 (2: 1区、2区)
合計	25	140		

(参考) 選挙区の区域に変更がない府県

22 府県

青森県、岩手県、秋田県、山形県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、三重県、京都府、奈良県、鳥取県、徳島県、香川県、高知県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

注：「較差2倍未満の人口基準に適合しない選挙区」とは、区割り改定案の作成方針（令和4年2月21日）1（1）で定める議員1人当たり人口最少県の人口最少選挙区（鳥取県第2区）の人口以上であって、かつ、当該人口の2倍未満の基準（令和2年日本国民の人口では273,973人～547,945人）に適合しない選挙区である。

衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案の概要（都道府県別）

都道府県	改定案の概要
北海道	<ul style="list-style-type: none"> <li>4区と5区<small>いしかりし</small>の石狩市を合わせて新4区とし、5区の残余の区域と3区<small>さっぽろし</small>の札幌市<small>しろいしく</small>白石区<small>ほくとうしろいし</small>の北東白石連合町内会の区域を合わせて新5区とし、3区の残余の区域を新3区とした。</li> </ul>
宮城県	<ul style="list-style-type: none"> <li>1区と3区に属する仙台市太白区<small>せんだいし</small>の区域を合わせて新1区とし、3区の残余の区域を新3区とした。</li> <li>4区から加美郡<small>かみぐん</small>を除いた区域と5区<small>いしのまきし</small>の石巻市、東松島市<small>ひがしまつし</small>、宮城郡松島町<small>みやぎぐんまつしまち</small>、黒川郡大郷町<small>くろかわぐん</small>、牡鹿郡<small>おしかぐん</small>を合わせて新4区とした。</li> <li>4区<small>かみぐん</small>の加美郡、5区に属する大崎市<small>おおさきし</small>の区域、5区<small>とおだぐん</small>の遠田郡、本吉郡<small>もとよしぐん</small>と6区を合わせて新5区とした。</li> </ul>
福島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>1区<small>ふくしまし</small>の福島市、伊達市<small>だてし</small>、伊達郡<small>だてぐん</small>と2区<small>にほんまつし</small>の二本松市、本宮市<small>もとみやし</small>、安達郡<small>あだちぐん</small>を合わせて新1区とし、1区の残余の区域と5区を合わせて新4区とした。</li> <li>2区<small>こおりやまし</small>の郡山市と3区<small>すかがわし</small>の須賀川市、田村市<small>たむらし</small>、岩瀬郡<small>いわせぐん</small>、石川郡<small>いしかわぐん</small>、田村郡<small>たむらぐん</small>を合わせて新2区とし、3区の残余の区域と4区を合わせて新3区とした。</li> </ul>
茨城県	<ul style="list-style-type: none"> <li>4区と1区に属する常陸大宮市<small>ひたちおおみやし</small>の区域を合わせて新4区とし、7区と1区に属する下妻市<small>しもつまし</small>の区域を合わせて新7区とし、1区の残余の区域と2区に属する水戸市<small>みとし</small>の区域及び笠間市<small>かさまし</small>の区域を合わせて新1区とし、2区の残余の区域と6区に属する小美玉市<small>おみたまし</small>の区域を合わせて新2区とし、6区の残余の区域を新6区とした。</li> </ul>
栃木県	<ul style="list-style-type: none"> <li>5区と2区及び4区に属する栃木市<small>とちぎし</small>の区域を合わせて新5区とし、4区の残余の区域と1区に属する下野市<small>しもつけし</small>の区域を合わせて新4区とし、1区の残余の区域を新1区とし、2区の残余の区域を新2区とした。</li> </ul>
群馬県	<ul style="list-style-type: none"> <li>3区と2区に属する太田市<small>おおたし</small>の区域を合わせて新3区とし、2区の残余の区域と1区に属する桐生市<small>きりゅうし</small>の区域及びみどり市の区域を合わせて新2区とし、5区と1区に属する渋川市<small>しぶかわし</small>の区域を合わせて新5区とし、1区の残余の区域を新1区とした。</li> </ul>
埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> <li>1区からさいたま市岩槻区<small>いわつきく</small>を除いた区域と5区に属するさいたま市見沼区<small>みぬまく</small>の区域を合わせて新1区とし、5区の残余の区域を新5区とした。</li> <li>2区から川口市<small>かわぐちし</small>の北部地域（第66～71、76～81投票区）を除いた区域と15区に属する川口市<small>かわぐちし</small>の区域を合わせて新2区とし、15区の残余の区域を新15区とした。</li> <li>2区<small>かわぐちし</small>の川口市の北部地域（第66～71、76～81投票区）と3区及び13区<small>こしがやし</small>に属する越谷市の区域を合わせて新3区とした。</li> </ul>

<p>(埼玉県)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>6区から北足立郡を除いた区域と12区に属する鴻巣市の区域を合わせて新6区とし、12区の残余の区域と11区に属する熊谷市の区域を合わせて新12区とし、11区の残余の区域を新11区とした。</li> <li>8区と7区に属するふじみ野市の区域を合わせて新8区とし、7区の残余の区域を新7区とした。</li> <li>6区の北足立郡、13区及び14区に属する久喜市の区域、13区の蓮田市、白岡市、南埼玉郡と14区の幸手市、北葛飾郡杉戸町を合わせて新13区とした。</li> <li>3区の草加市と14区の八潮市、三郷市を合わせて新14区とした。</li> <li>1区のさいたま市岩槻区、13区及び14区に属する春日部市の区域と14区の吉川市、北葛飾郡松伏町を合わせて新16区とした。</li> </ul>
<p>千葉県</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4区及び13区に属する船橋市の本庁管内、西船橋出張所管内、船橋駅前総合窓口センター管内の区域と5区及び6区に属する市川市の本庁管内の八幡6丁目を除く真間川より北側の区域、鬼越1丁目、鬼越2丁目、鬼高1丁目～4丁目の区域、大柏出張所管内の区域を合わせて新4区とし、5区の残余の区域を新5区とした。</li> <li>4区及び13区に属する船橋市の二宮出張所管内、芝山出張所管内、高根台出張所管内、習志野台出張所管内、豊富出張所管内、二和出張所管内の区域と2区の習志野市を合わせて新14区とし、2区の残余の区域を新2区とした。</li> <li>6区及び7区に属する松戸市の区域をもって新6区とし、7区の残余の区域を新7区とした。</li> <li>8区及び13区に属する柏市の区域をもって新8区とし、13区の残余の区域と8区の我孫子市を合わせて新13区とした。</li> <li>11区と10区に属する山武郡横芝光町の区域を合わせて新11区とし、10区の残余の区域を新10区とした。</li> </ul>
<p>東京都</p>	<p>&lt;区部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1区及び10区に属する新宿区の区域と1区の千代田区を合わせて新1区とした。</li> <li>2区及び14区に属する台東区の区域と2区の中央区を合わせて新2区とした。</li> <li>3区及び7区に属する品川区の区域と3区の島嶼部(東京都大島支庁管内、東京都三宅支庁管内、東京都八丈支庁管内、東京都小笠原支庁管内)を合わせて新3区とした。</li> <li>4区から大田区の鷺の木特別出張所管内の一部、久が原特別出張所管内の一部、矢口特別出張所管内の一部の区域(第6、8、67～70投票区)を除いた区域を新4区とした。</li> <li>5区に属する世田谷区の区域と6区の世田谷区の若林まちづくりセンター管内、上町まちづくりセンター管内の区域を合わせて新5区とした。</li> <li>6区から世田谷区の若林まちづくりセンター管内、上町まちづくりセンター管</li> </ul>

内の区域を除いた区域を新6区とした。

- ・ 1区及び2区に属する港区の区域と7区の渋谷区を合わせて新7区とした。
- ・ 8区から杉並区の高円寺地域の一部、方南・和泉地域の一部の区域（第2～4、11～19、22、63投票区）を除いた区域を新8区とした。
- ・ 9区から練馬区の概ね笹目通り東側の区域（第7～17、24、26、27、29、31、62～65、70投票区）を除いた区域を新9区とした。
- ・ 10区及び12区に属する豊島区の区域と2区の文京区を合わせて新10区とした。
- ・ 11区から板橋区の概ね蓮根、舟渡、高島平地域センターの担当区域（第38～40、52～57、60、62投票区）を除いた区域を新11区とした。
- ・ 12区の北区、12区に属する板橋区の区域と11区の板橋区の概ね蓮根、舟渡、高島平地域センターの担当区域（第38～40、52～57、60、62投票区）を合わせて新12区とした。
- ・ 13区から足立区の東武スカイツリーライン、環七通り、尾竹橋通り西側の区域を除いた区域を新13区とした。
- ・ 14区の墨田区、16区の江戸川区の本庁管内の千葉街道、船堀街道、新大橋通り西側の区域、小松川事務所管内と17区に属する江戸川区の区域を合わせて新14区とした。
- ・ 16区から江戸川区の本庁管内の千葉街道、船堀街道、新大橋通り西側の区域、小松川事務所管内を除いた区域を新16区とした。
- ・ 17区の葛飾区をもって新17区とした。
- ・ 5区及び7区に属する目黒区の区域、3区に属する大田区の区域と4区の大田区の鶴の木特別出張所管内の一部、久が原特別出張所管内の一部、矢口特別出張所管内の一部の区域（第6、8、67～70投票区）を合わせて新26区とした。
- ・ 7区及び10区に属する中野区の区域、7区に属する杉並区の区域と8区の杉並区の高円寺地域の一部、方南・和泉地域の一部の区域（第2～4、11～19、22、63投票区）を合わせて新27区とした。
- ・ 9区の練馬区の概ね笹目通り東側の区域（第7～17、24、26、27、29、31、62～65、70投票区）と10区に属する練馬区の区域を合わせて新28区とした。
- ・ 12区に属する足立区の区域、13区の足立区の東武スカイツリーライン、環七通り、尾竹橋通り西側の区域と14区の荒川区を合わせて新29区とした。

(東京都)

<多摩地域>

- ・ 18区の武蔵野市、小金井市と19区の西東京市を合わせて新18区とした。
- ・ 19区の小平市、国分寺市と21区の国立市を合わせて新19区とした。
- ・ 21区に属する八王子市の区域、21区の立川市、日野市と24区の八王子市の概ね旧由木村の区域（由木第一～三、由木東第一～三、南大沢第一～八投票区）

(東京都)	<p>を合わせて新21区とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>22区から稲城市の区域を除いた区域を新22区とした。</li> <li>23区の町田市をもって新23区とした。</li> <li>24区から八王子市の概ね旧由木村の区域（由木第一～三、由木東第一～三、南大沢第一～八投票区）を除いた区域を新24区とした。</li> <li>18区の府中市、21区及び23区に属する多摩市の区域と21区及び22区に属する稲城市の区域を合わせて新30区とした。</li> </ul>
神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> <li>7区の横浜市港北区をもって新7区とした。</li> <li>8区の横浜市緑区、青葉区をもって新8区とした。</li> <li>9区の川崎市多摩区、麻生区をもって新9区とした。</li> <li>10区から川崎市中原区の区域を除いた区域を新10区とし、10区及び18区に属する川崎市中原区の区域と18区の川崎市高津区を合わせて新18区とした。</li> <li>7区及び8区に属する横浜市都筑区の区域と9区及び18区に属する川崎市宮前区の区域を合わせて新19区とした。</li> <li>5区の横浜市瀬谷区と13区の大和市、綾瀬市を合わせて新13区とし、5区の残余の区域を新5区とした。</li> <li>14区及び16区に属する相模原市緑区の区域、14区の相模原市中央区と16区の愛甲郡を合わせて新14区とした。</li> <li>13区の海老名市と16区の厚木市、伊勢原市を合わせて新16区とした。</li> <li>15区の中郡二宮町と17区を合わせて新17区とし、15区の残余の区域を新15区とした。</li> <li>14区及び16区に属する相模原市南区の区域と13区及び16区に属する座間市の区域を合わせて新20区とした。</li> </ul>
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> <li>1区及び4区に属する新潟市東区の区域、中央区の区域及び江南区の区域と2区の佐渡市を合わせて新1区とした。</li> <li>1区、2区及び4区に属する新潟市南区の区域、1区及び2区に属する新潟市西区の区域、2区の新潟市西蒲区、燕市、西蒲原郡と4区の三条市、加茂市、南蒲原郡を合わせて新2区とした。</li> <li>1区、3区及び4区に属する新潟市北区の区域、3区と4区の新潟市秋葉区を合わせて新3区とした。</li> <li>2区、4区及び5区に属する長岡市の区域、2区の柏崎市、三島郡、刈羽郡、4区の見附市と5区の小千谷市を合わせて新4区とした。</li> <li>5区の魚沼市、南魚沼市、南魚沼郡と6区を合わせて新5区とした。</li> </ul>
岐阜県	<ul style="list-style-type: none"> <li>1区及び3区に属する岐阜市の区域をもって新1区とし、3区の残余の区域を新3区とした。</li> </ul>

静岡県	<ul style="list-style-type: none"> <li>1区から静岡市清水区<small>しずおかしみずく</small>の区域を除いた区域と4区に属する静岡市葵区<small>しずおかあおい</small>の区域及び駿河区<small>するがく</small>の区域を合わせて新1区とし、4区の残余の区域と1区に属する静岡市清水区<small>しずおかしみずく</small>の区域を合わせて新4区とした。</li> <li>8区と7区に属する浜松市中区<small>はまつしなか</small>の区域及び南区<small>みなみ</small>の区域を合わせて新8区とし、7区の残余の区域と3区に属する浜松市天竜区<small>はまつしてんりゅう</small>の区域を合わせて新7区とし、3区の残余の区域と2区に属する御前崎市<small>おまえざき</small>の区域を合わせて新3区とし、2区の残余の区域を新2区とした。</li> <li>6区と5区に属する伊豆の国市<small>いずのくに</small>の区域を合わせて新6区とし、5区の残余の区域を新5区とした。</li> </ul>
愛知県	<ul style="list-style-type: none"> <li>5区から北名古屋市<small>きたなごやし</small>、西春日井郡<small>にしかがいぐん</small>を除いた区域を新5区とした。</li> <li>6区及び7区に属する瀬戸市<small>せと</small>の区域と6区の春日井市<small>かすがい</small>を合わせて新6区とし、7区の残余の区域を新7区とした。</li> <li>9区及び10区に属する一宮市<small>いちのみやし</small>の区域と10区の岩倉市<small>いわくら</small>を合わせて新10区とし、9区の残余の区域を新9区とした。</li> <li>11区と14区に属する豊田市<small>とよた</small>の区域を合わせて新11区とし、14区の残余の区域を新14区とした。</li> <li>5区の北名古屋市<small>きたなごやし</small>、西春日井郡<small>にしかがいぐん</small>、6区の犬山市<small>いぬやまし</small>、小牧市<small>こまき</small>と10区の江南市<small>こうなん</small>、丹羽郡<small>にわぐん</small>を合わせて新16区とした。</li> </ul>
滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> <li>2区、4区に属する東近江市<small>ひがしおうみ</small>の区域と4区の近江八幡市<small>おうみはちまん</small>、蒲生郡<small>がもうぐん</small>を合わせて新2区とした。</li> <li>3区と4区の甲賀市<small>こうか</small>、湖南市<small>こなん</small>を合わせて新3区とした。</li> </ul>
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> <li>8区と9区の池田市<small>いけだし</small>を合わせて新8区とし、9区の残余の区域を新9区とした。</li> </ul>
兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> <li>5区と6区の川西市<small>かわにし</small>の西部地域（第34～37投票区）を合わせて新5区とし、6区の残余の区域を新6区とした。</li> </ul>
和歌山県	<ul style="list-style-type: none"> <li>1区と2区の紀の川市<small>きのかわ</small>、岩出市<small>いわで</small>を合わせて新1区とし、2区の残余の区域と3区を合わせて新2区とした。</li> </ul>
島根県	<ul style="list-style-type: none"> <li>1区から出雲市<small>いずも</small>の区域を除いた区域、2区に属する雲南市<small>うんなん</small>の区域と2区の飯石郡<small>いいしぐん</small>を合わせて新1区とし、2区の残余の区域と1区に属する出雲市の区域を合わせて新2区とした。</li> </ul>
岡山県	<ul style="list-style-type: none"> <li>1区及び2区に属する岡山市北区<small>おかやましきた</small>の区域、1区及び5区に属する加賀郡吉備中央町<small>かがぐんきびちゅうおう</small>の区域と3区の備前市<small>びぜん</small>、赤磐市<small>あかいわし</small>、和気郡<small>わけぐん</small>を合わせて新1区とした。</li> <li>1区に属する岡山市南区<small>おかやましみなみ</small>の区域、3区に属する岡山市東区<small>おかやましひがし</small>の区域と2区から岡山市北区<small>おかやましきた</small>の区域を除いた区域を合わせて新2区とした。</li> <li>3区の残余の区域と5区から倉敷市<small>くらしき</small>の区域、加賀郡吉備中央町<small>かがぐんきびちゅうおう</small>の区域を除いた区域を合わせて新3区とした。</li> <li>4区と5区に属する倉敷市<small>くらしき</small>の区域を合わせて新4区とした。</li> </ul>

<p>広島県</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1区と4区の安芸郡府中町、海田町、坂町を合わせて新1区とした。</li> <li>2区から江田島市の区域を除いた区域を新2区とした。</li> <li>3区と4区の広島市安芸区を合わせて新3区とした。</li> <li>2区及び5区に属する江田島市の区域、4区及び5区に属する東広島市の区域、4区の安芸郡熊野町と5区の呉市、竹原市、豊田郡を合わせて新4区とした。</li> <li>4区及び5区に属する三原市の区域、5区に属する尾道市の区域と6区を合わせて新5区とした。</li> <li>7区は名称を6区に変更した。</li> </ul>
<p>山口県</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1区及び3区に属する山口市の区域、1区の防府市と3区の宇部市を合わせて新1区とした。</li> <li>2区と1区に属する周南市の区域を合わせて新2区とした。</li> <li>3区の残余の区域と4区を合わせて新3区とした。</li> </ul>
<p>愛媛県</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1区及び2区に属する松山市の区域をもって新1区とした。</li> <li>2区の今治市、越智郡と3区を合わせて新2区とした。</li> <li>2区の東温市、伊予郡と4区を合わせて新3区とした。</li> </ul>
<p>福岡県</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4区と1区の福岡市東区の東部地域（多々良第一、多々良第二、八田、青葉第一、青葉第二投票区）を合わせて新4区とし、1区の残余の区域を新1区とした。</li> </ul>
<p>長崎県</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1区及び2区に属する長崎市の区域をもって新1区とした。</li> <li>2区の残余の区域と3区の大村市、対馬市、壱岐市を合わせて新2区とした。</li> <li>3区の残余の区域と4区を合わせて新3区とした。</li> </ul>

※ 上記以外の22府県の選挙区の区域は、変更しないこととした。

## 衆議院小選挙区別 令和2年日本国民の人口及び人口最少選挙区との較差【改定案】

選挙区	令和2年 日本国民の人口	最少選挙区 との較差
北海道 1区	523,763	1.912
北海道 2区	542,597	1.980
北海道 3区	527,387	1.925
北海道 4区	476,778	1.740
北海道 5区	507,605	1.853
北海道 6区	479,670	1.751
北海道 7区	292,062	1.066
北海道 8区	411,214	1.501
北海道 9区	442,694	1.616
北海道 10区	323,616	1.181
北海道 11区	330,729	1.207
北海道 12区	332,178	1.212
北海道計	5,190,293	
青森 1区	389,245	1.421
青森 2区	448,486	1.637
青森 3区	394,844	1.441
青森計	1,232,575	
岩手 1区	348,423	1.272
岩手 2区	418,851	1.529
岩手 3区	436,323	1.593
岩手計	1,203,597	
宮城 1区	539,090	1.968
宮城 2区	546,107	1.993
宮城 3区	332,408	1.213
宮城 4区	458,142	1.672
宮城 5区	406,796	1.485
宮城計	2,282,543	
秋田 1区	306,485	1.119
秋田 2区	287,527	1.049
秋田 3区	361,839	1.321
秋田計	955,851	
山形 1区	361,373	1.319
山形 2区	367,188	1.340
山形 3区	332,317	1.213
山形計	1,060,878	
福島 1区	462,945	1.690
福島 2区	515,644	1.882
福島 3区	392,425	1.432
福島 4区	449,270	1.640
福島計	1,820,284	
茨城 1区	495,619	1.809
茨城 2区	354,299	1.293
茨城 3区	451,442	1.648
茨城 4区	311,353	1.136
茨城 5区	279,586	1.020
茨城 6区	534,093	1.949
茨城 7区	382,793	1.397
茨城計	2,809,190	
栃木 1区	497,454	1.816
栃木 2区	296,523	1.082
栃木 3区	278,740	1.017
栃木 4区	417,540	1.524
栃木 5区	405,481	1.480
栃木計	1,895,738	
群馬 1区	402,370	1.469
群馬 2区	388,945	1.420
群馬 3区	379,482	1.385
群馬 4区	348,518	1.272
群馬 5区	366,363	1.337
群馬計	1,885,678	

選挙区	令和2年 日本国民の人口	最少選挙区 との較差
埼玉 1区	461,197	1.647
埼玉 2区	450,016	1.643
埼玉 3区	447,740	1.634
埼玉 4区	456,044	1.665
埼玉 5区	456,751	1.667
埼玉 6区	477,603	1.743
埼玉 7区	458,523	1.674
埼玉 8区	487,352	1.779
埼玉 9区	468,967	1.712
埼玉 10区	381,857	1.394
埼玉 11区	396,631	1.448
埼玉 12区	429,672	1.568
埼玉 13区	431,117	1.574
埼玉 14区	468,895	1.711
埼玉 15区	486,313	1.775
埼玉 16区	434,648	1.586
埼玉計	7,183,326	
千葉 1区	506,548	1.849
千葉 2区	367,573	1.342
千葉 3区	392,555	1.433
千葉 4区	473,671	1.729
千葉 5区	486,269	1.775
千葉 6区	482,719	1.762
千葉 7区	346,579	1.265
千葉 8区	418,586	1.528
千葉 9区	466,294	1.702
千葉 10区	384,625	1.404
千葉 11区	404,257	1.476
千葉 12区	439,492	1.604
千葉 13区	486,472	1.776
千葉 14区	486,663	1.776
千葉計	6,142,303	
東京 1区	386,125	1.409
東京 2区	358,963	1.310
東京 3区	434,799	1.587
東京 4区	499,783	1.824
東京 5区	445,833	1.627
東京 6区	475,467	1.735
東京 7区	478,256	1.746
東京 8区	461,016	1.683
東京 9区	363,896	1.328
東京 10区	507,638	1.853
東京 11区	458,547	1.674
東京 12区	437,732	1.598
東京 13区	450,510	1.644
東京 14区	457,009	1.668
東京 15区	495,628	1.809
東京 16区	470,401	1.717
東京 17区	433,864	1.584
東京 18区	473,678	1.729
東京 19区	396,616	1.448
東京 20区	489,500	1.787
東京 21区	482,108	1.760
東京 22区	514,227	1.877
東京 23区	424,803	1.551
東京 24区	452,263	1.651
東京 25区	482,393	1.761
東京 26区	507,386	1.852
東京 27区	445,474	1.626
東京 28区	370,583	1.353

選挙区	令和2年 日本国民の人口	最少選挙区 との較差
東京 29区	415,403	1.516
東京 30区	494,321	1.804
東京計	13,564,222	
神奈川 1区	497,472	1.816
神奈川 2区	502,066	1.833
神奈川 3区	526,038	1.920
神奈川 4区	378,428	1.381
神奈川 5区	429,957	1.569
神奈川 6区	445,315	1.625
神奈川 7区	352,447	1.286
神奈川 8区	486,082	1.774
神奈川 9区	395,245	1.443
神奈川 10区	386,106	1.409
神奈川 11区	424,772	1.550
神奈川 12区	479,198	1.749
神奈川 13区	434,040	1.584
神奈川 14区	476,138	1.738
神奈川 15区	525,836	1.919
神奈川 16区	449,778	1.642
神奈川 17区	518,980	1.894
神奈川 18区	488,086	1.782
神奈川 19区	440,353	1.607
神奈川 20区	405,465	1.480
神奈川計	9,041,802	
新潟 1区	431,373	1.575
新潟 2区	472,383	1.724
新潟 3区	443,926	1.620
新潟 4区	426,988	1.559
新潟 5区	411,574	1.502
新潟計	2,186,244	
富山 1区	316,509	1.155
富山 2区	283,638	1.035
富山 3区	418,341	1.527
富山計	1,018,488	
石川 1区	458,456	1.673
石川 2区	385,482	1.407
石川 3区	274,903	1.093
石川計	1,118,841	
福井 1区	443,998	1.621
福井 2区	309,069	1.128
福井計	753,067	
山梨 1区	496,915	1.814
山梨 2区	299,066	1.092
山梨計	795,981	
長野 1区	498,447	1.819
長野 2区	445,799	1.627
長野 3区	462,149	1.687
長野 4区	281,735	1.028
長野 5区	328,390	1.199
長野計	2,016,520	
岐阜 1区	396,195	1.446
岐阜 2区	349,350	1.275
岐阜 3区	484,467	1.768
岐阜 4区	383,201	1.399
岐阜 5区	316,550	1.155
岐阜計	1,929,763	
静岡 1区	455,299	1.662
静岡 2区	441,644	1.612
静岡 3区	445,339	1.625
静岡 4区	368,912	1.347

選挙区	令和2年 日本国民の人口	最少選挙区 との較差
静岡5区	522,187	1.906
静岡6区	490,824	1.792
静岡7区	373,987	1.365
静岡8区	448,964	1.639
静岡計	3,547,156	
愛知1区	473,880	1.730
愛知2区	494,259	1.804
愛知3区	509,589	1.860
愛知4区	436,197	1.592
愛知5区	414,901	1.514
愛知6区	425,845	1.554
愛知7区	430,853	1.573
愛知8区	523,159	1.910
愛知9区	448,791	1.638
愛知10区	419,961	1.533
愛知11区	466,282	1.702
愛知12区	533,904	1.949
愛知13区	507,708	1.853
愛知14区	348,078	1.270
愛知15区	413,212	1.808
愛知16区	464,427	1.695
愛知計	7,311,046	
三重1区	422,446	1.542
三重2区	480,214	1.753
三重3区	487,465	1.779
三重4区	335,408	1.224
三重計	1,725,533	
滋賀1区	386,950	1.412
滋賀2区	520,167	1.899
滋賀3区	477,789	1.744
滋賀計	1,384,906	
京都1区	481,286	1.757
京都2区	328,361	1.199
京都3区	422,154	1.541
京都4区	474,147	1.731
京都5区	276,235	1.008
京都6区	543,462	1.984
京都計	2,525,645	
大阪1区	500,077	1.825
大阪2区	521,441	1.903
大阪3区	425,558	1.553
大阪4区	481,702	1.758
大阪5区	503,609	1.838
大阪6区	456,243	1.665
大阪7区	466,923	1.704
大阪8区	499,382	1.823
大阪9区	446,179	1.629
大阪10区	380,379	1.388
大阪11区	468,733	1.711
大阪12区	398,642	1.455
大阪13区	480,705	1.755
大阪14区	495,822	1.810
大阪15区	453,081	1.654
大阪16区	386,788	1.412
大阪17区	389,835	1.423
大阪18区	515,008	1.880
大阪19区	358,897	1.310
大阪計	8,629,004	
兵庫1区	482,349	1.761
兵庫2区	446,276	1.629
兵庫3区	369,257	1.348
兵庫4区	494,323	1.804

選挙区	令和2年 日本国民の人口	最少選挙区 との較差
兵庫5区	443,640	1.619
兵庫6区	520,781	1.901
兵庫7区	529,619	1.933
兵庫8区	451,173	1.647
兵庫9区	426,644	1.557
兵庫10区	408,001	1.489
兵庫11区	477,367	1.742
兵庫12区	328,292	1.198
兵庫計	5,377,722	
奈良1区	462,282	1.687
奈良2区	448,036	1.635
奈良3区	402,650	1.470
奈良計	1,312,968	
和歌山1区	465,687	1.700
和歌山2区	450,868	1.646
和歌山計	916,555	
鳥取1区	275,124	1.004
鳥取2区	273,973	1.000
鳥取計	549,097	
島根1区	310,173	1.132
島根2区	352,723	1.287
島根計	662,896	
岡山1区	406,199	1.483
岡山2区	496,175	1.811
岡山3区	478,410	1.746
岡山4区	482,532	1.761
岡山計	1,863,316	
広島1区	492,003	1.796
広島2区	464,151	1.694
広島3区	506,501	1.849
広島4区	476,309	1.739
広島5区	360,306	1.315
広島6区	452,699	1.652
広島計	2,751,969	
山口1区	466,111	1.701
山口2区	448,303	1.636
山口3区	413,267	1.508
山口計	1,327,681	
徳島1区	418,829	1.529
徳島2区	295,697	1.079
徳島計	714,526	
香川1区	367,982	1.343
香川2区	294,372	1.074
香川3区	277,036	1.011
香川計	939,390	
愛媛1区	508,520	1.856
愛媛2区	455,091	1.661
愛媛3区	360,071	1.314
愛媛計	1,323,682	
高知1区	361,825	1.321
高知2区	325,482	1.188
高知計	687,307	
福岡1区	525,559	1.918
福岡2区	547,664	1.999
福岡3区	542,855	1.981
福岡4区	484,744	1.769
福岡5区	547,406	1.998
福岡6区	448,327	1.636
福岡7区	338,364	1.235
福岡8区	407,120	1.486
福岡9区	447,665	1.634
福岡10区	480,549	1.764

選挙区	令和2年 日本国民の人口	最少選挙区 との較差
福岡11区	298,262	1.089
福岡計	5,068,515	
佐賀1区	403,528	1.473
佐賀2区	401,974	1.467
佐賀計	805,502	
長崎1区	406,517	1.484
長崎2区	476,719	1.740
長崎3区	420,765	1.536
長崎計	1,304,001	
熊本1区	512,777	1.872
熊本2区	372,579	1.360
熊本3区	373,228	1.362
熊本4区	465,126	1.698
熊本計	1,723,710	
大分1区	461,379	1.684
大分2区	301,044	1.099
大分3区	351,261	1.282
大分計	1,113,684	
宮崎1区	424,415	1.549
宮崎2区	317,502	1.159
宮崎3区	321,185	1.172
宮崎計	1,063,102	
鹿児島1区	423,040	1.544
鹿児島2区	396,341	1.447
鹿児島3区	375,274	1.370
鹿児島4区	383,564	1.400
鹿児島計	1,578,219	
沖縄1区	324,660	1.185
沖縄2区	368,307	1.344
沖縄3区	391,249	1.428
沖縄4区	365,107	1.333
沖縄計	1,449,323	
合計	123,743,639	

※ 最大較差

福岡2区 = 1.999  
鳥取2区

※ 較差2倍以上となる

選挙区の数: 0

衆議院小選挙区別 令和2年日本国民の人口及び人口最少選挙区との較差【改定案】 人口順

選挙区	令和2年 日本国民の人口	最少選挙区 との較差	選挙区	令和2年 日本国民の人口	最少選挙区 との較差	選挙区	令和2年 日本国民の人口	最少選挙区 との較差
1 福岡 2区	547,664	1.999	61 福岡 4区	484,744	1.769	121 埼玉 1区	451,197	1.647
2 福岡 5区	547,406	1.998	62 岐阜 3区	484,467	1.768	122 兵庫 8区	451,173	1.647
3 宮城 2区	546,107	1.993	63 千葉 6区	482,719	1.762	123 和歌山 2区	450,868	1.646
4 京都 6区	543,462	1.984	64 岡山 4区	482,532	1.761	124 東京13区	450,510	1.644
5 福岡 3区	542,855	1.981	65 東京25区	482,393	1.761	125 埼玉 2区	450,016	1.643
6 北海道 2区	542,597	1.980	66 兵庫 1区	482,349	1.761	126 神奈川16区	449,778	1.642
7 宮城 1区	539,090	1.968	67 東京21区	482,108	1.760	127 福島 4区	449,270	1.640
8 茨城 6区	534,093	1.949	68 大阪 4区	481,702	1.758	128 静岡 8区	448,964	1.639
9 愛知12区	533,904	1.949	69 京都 1区	481,286	1.757	129 愛知 9区	448,791	1.638
10 兵庫 7区	529,619	1.933	70 大阪13区	480,705	1.755	130 青森 2区	448,486	1.637
11 北海道 3区	527,387	1.925	71 福岡10区	480,549	1.754	131 福岡 6区	448,327	1.636
12 神奈川 3区	526,038	1.920	72 三重 2区	480,214	1.753	132 山口 2区	448,303	1.636
13 神奈川15区	525,836	1.919	73 北海道 6区	479,670	1.751	133 奈良 2区	448,036	1.635
14 福岡 1区	525,559	1.918	74 神奈川12区	479,198	1.749	134 埼玉 3区	447,740	1.634
15 北海道 1区	523,763	1.912	75 岡山 3区	478,410	1.746	135 福岡 9区	447,665	1.634
16 愛知 8区	523,159	1.910	76 東京 7区	478,256	1.746	136 兵庫 2区	446,276	1.629
17 静岡 5区	522,187	1.906	77 滋賀 3区	477,789	1.744	137 大阪 9区	446,179	1.629
18 大阪 2区	521,441	1.903	78 埼玉 6区	477,603	1.743	138 東京 5区	445,833	1.627
19 兵庫 6区	520,781	1.901	79 兵庫11区	477,367	1.742	139 長野 2区	445,799	1.627
20 滋賀 2区	520,167	1.899	80 北海道 4区	476,778	1.740	140 東京27区	445,474	1.626
21 神奈川17区	518,980	1.894	81 長崎 2区	476,719	1.740	141 静岡 3区	445,339	1.625
22 福島 2区	515,644	1.882	82 広島 4区	476,309	1.739	142 神奈川 6区	445,315	1.625
23 大阪18区	515,008	1.880	83 神奈川14区	476,138	1.738	143 福井 1区	443,998	1.621
24 東京22区	514,227	1.877	84 東京 6区	475,467	1.735	144 新潟 3区	443,926	1.620
25 熊本 1区	512,777	1.872	85 京都 4区	474,147	1.731	145 兵庫 5区	443,640	1.619
26 愛知 3区	509,589	1.860	86 愛知 1区	473,880	1.730	146 北海道 9区	442,694	1.616
27 愛媛 1区	508,520	1.856	87 東京18区	473,678	1.729	147 静岡 2区	441,644	1.612
28 愛知13区	507,708	1.853	88 千葉 4区	473,671	1.729	148 神奈川19区	440,353	1.607
29 東京10区	507,638	1.853	89 新潟 2区	472,383	1.724	149 千葉12区	439,492	1.604
30 北海道 5区	507,605	1.853	90 東京16区	470,401	1.717	150 東京12区	437,732	1.598
31 東京26区	507,386	1.852	91 埼玉 9区	468,967	1.712	151 岩手 3区	436,323	1.593
32 千葉 1区	506,548	1.849	92 埼玉14区	468,895	1.711	152 愛知 4区	436,197	1.592
33 広島 3区	506,501	1.849	93 大阪11区	468,733	1.711	153 東京 3区	434,799	1.587
34 大阪 5区	503,609	1.838	94 大阪 7区	466,923	1.704	154 埼玉16区	434,648	1.586
35 神奈川 2区	502,066	1.833	95 千葉 9区	466,294	1.702	155 神奈川13区	434,040	1.584
36 大阪 1区	500,077	1.825	96 愛知11区	466,282	1.702	156 東京17区	433,864	1.584
37 東京 4区	499,783	1.824	97 山口 1区	466,111	1.701	157 新潟 1区	431,373	1.575
38 大阪 8区	499,382	1.823	98 和歌山 1区	465,687	1.700	158 埼玉13区	431,117	1.574
39 長野 1区	498,447	1.819	99 熊本 4区	465,126	1.698	159 愛知 7区	430,853	1.573
40 神奈川 1区	497,472	1.816	100 愛知16区	464,427	1.695	160 神奈川 5区	429,957	1.569
41 栃木 1区	497,454	1.816	101 広島 2区	464,151	1.694	161 埼玉12区	429,672	1.568
42 山梨 1区	496,915	1.814	102 福島 1区	462,945	1.690	162 新潟 4区	426,988	1.559
43 岡山 2区	496,175	1.811	103 奈良 1区	462,282	1.687	163 兵庫 9区	426,644	1.557
44 大阪14区	495,822	1.810	104 長野 3区	462,149	1.687	164 愛知 6区	425,845	1.554
45 東京15区	495,628	1.809	105 大分 1区	461,379	1.684	165 大阪 3区	425,558	1.553
46 茨城 1区	495,619	1.809	106 東京 8区	461,016	1.683	166 東京23区	424,803	1.551
47 兵庫 4区	494,323	1.804	107 東京11区	458,547	1.674	167 神奈川11区	424,772	1.550
48 東京30区	494,321	1.804	108 埼玉 7区	458,523	1.674	168 宮崎 1区	424,415	1.549
49 愛知 2区	494,259	1.804	109 石川 1区	458,456	1.673	169 鹿児島 1区	423,040	1.544
50 広島 1区	492,003	1.796	110 宮城 4区	458,142	1.672	170 三重 1区	422,446	1.542
51 静岡 6区	490,824	1.792	111 東京14区	457,009	1.668	171 京都 3区	422,154	1.541
52 東京20区	489,500	1.787	112 埼玉 5区	456,751	1.667	172 長崎 3区	420,765	1.536
53 神奈川18区	488,086	1.782	113 大阪 6区	456,243	1.665	173 愛知10区	419,961	1.533
54 三重 3区	487,465	1.779	114 埼玉 4区	456,044	1.665	174 岩手 2区	418,851	1.529
55 埼玉 8区	487,352	1.779	115 静岡 1区	455,299	1.662	175 徳島 1区	418,829	1.529
56 千葉14区	486,663	1.776	116 愛媛 2区	455,091	1.661	176 千葉 8区	418,586	1.528
57 千葉13区	486,472	1.776	117 大阪15区	453,081	1.654	177 富山 3区	418,341	1.527
58 埼玉15区	486,313	1.775	118 広島 6区	452,899	1.652	178 栃木 4区	417,540	1.524
59 千葉 5区	486,269	1.775	119 東京24区	452,263	1.651	179 東京29区	415,403	1.516
60 神奈川 8区	486,082	1.774	120 茨城 3区	451,442	1.648	180 愛知 5区	414,901	1.514

	選挙区	令和2年 日本国民の人口	最少選挙区 との較差		選挙区	令和2年 日本国民の人口	最少選挙区 との較差
181	山口3区	413,267	1.508	241	愛媛3区	360,071	1.314
182	愛知15区	413,212	1.508	242	東京2区	358,963	1.310
183	新潟5区	411,574	1.502	243	大阪19区	358,897	1.310
184	北海道8区	411,214	1.501	244	茨城2区	354,299	1.293
185	兵庫10区	408,001	1.489	245	島根2区	352,723	1.287
186	福岡8区	407,120	1.486	246	神奈川7区	352,447	1.286
187	宮城5区	406,796	1.485	247	大分3区	351,261	1.282
188	長崎1区	406,517	1.484	248	岐阜2区	349,350	1.275
189	岡山1区	406,199	1.483	249	群馬4区	348,518	1.272
190	栃木5区	405,481	1.480	250	岩手1区	348,423	1.272
191	神奈川20区	405,465	1.480	251	愛知14区	348,078	1.270
192	千葉11区	404,257	1.476	252	千葉7区	346,579	1.265
193	佐賀1区	403,528	1.473	253	福岡7区	338,364	1.235
194	奈良3区	402,650	1.470	254	三重4区	335,408	1.224
195	群馬1区	402,370	1.469	255	宮城3区	332,408	1.213
196	佐賀2区	401,974	1.467	256	山形3区	332,317	1.213
197	大阪12区	398,642	1.455	257	北海道12区	332,178	1.212
198	埼玉11区	396,631	1.448	258	北海道11区	330,729	1.207
199	東京19区	396,616	1.448	259	長野5区	328,390	1.199
200	鹿児島2区	396,341	1.447	260	京都2区	328,361	1.199
201	岐阜1区	396,195	1.446	261	兵庫12区	328,292	1.198
202	神奈川9区	395,245	1.443	262	高知2区	325,482	1.188
203	青森3区	394,844	1.441	263	沖縄1区	324,660	1.185
204	千葉3区	392,555	1.433	264	北海道10区	323,616	1.181
205	福島3区	392,425	1.432	265	宮崎3区	321,185	1.172
206	沖縄3区	391,249	1.428	266	宮崎2区	317,502	1.159
207	大阪17区	389,835	1.423	267	岐阜5区	316,550	1.155
208	青森1区	389,245	1.421	268	富山1区	316,509	1.155
209	群馬2区	388,945	1.420	269	茨城4区	311,358	1.136
210	滋賀1区	386,950	1.412	270	島根1区	310,173	1.132
211	大阪16区	386,788	1.412	271	福井2区	309,069	1.128
212	東京1区	386,125	1.409	272	秋田1区	306,485	1.119
213	神奈川10区	386,106	1.409	273	大分2区	301,044	1.099
214	石川2区	385,482	1.407	274	山梨2区	299,066	1.092
215	千葉10区	384,625	1.404	275	福岡11区	298,262	1.089
216	鹿児島4区	383,564	1.400	276	栃木2区	296,523	1.082
217	岐阜4区	383,201	1.399	277	徳島2区	295,697	1.079
218	茨城7区	382,793	1.397	278	香川2区	294,372	1.074
219	埼玉10区	381,857	1.394	279	北海道7区	292,062	1.066
220	大阪10区	380,379	1.388	280	秋田2区	287,527	1.049
221	群馬3区	379,482	1.385	281	富山2区	283,638	1.035
222	神奈川4区	378,428	1.381	282	長野4区	281,735	1.028
223	鹿児島3区	375,274	1.370	283	茨城5区	279,586	1.020
224	静岡7区	373,987	1.365	284	栃木3区	278,740	1.017
225	熊本3区	373,228	1.362	285	香川3区	277,036	1.011
226	熊本2区	372,579	1.360	286	京都5区	276,235	1.008
227	東京28区	370,583	1.353	287	鳥取1区	275,124	1.004
228	兵庫3区	369,257	1.348	288	石川3区	274,903	1.003
229	静岡4区	368,912	1.347	289	鳥取2区	273,973	1.000
230	沖縄2区	368,307	1.344				
231	香川1区	367,982	1.343				
232	千葉2区	367,573	1.342				
233	山形2区	367,188	1.340				
234	群馬5区	366,363	1.337				
235	沖縄4区	365,107	1.333				
236	東京9区	363,896	1.328				
237	秋田3区	361,839	1.321				
238	高知1区	361,825	1.321				
239	山形1区	361,373	1.319				
240	広島5区	360,306	1.315				

※ 最大較差  
福岡2区 = 1.999  
鳥取2区

※ 較差2倍以上となる  
選挙区の数: 0

衆議院小選挙区 都道府県別 令和2年日本国民の人口、  
定数及び議員1人当たり人口【改定案】

都道府県	令和2年 日本国民の人口	定数	議員1人当たり 人口
北海道	5,190,293	12	432,524
青森県	1,232,575	3	410,858
岩手県	1,203,597	3	401,199
宮城県	2,282,543	5	456,509
秋田県	955,851	3	318,617
山形県	1,060,878	3	353,626
福島県	1,820,284	4	455,071
茨城県	2,809,190	7	401,313
栃木県	1,895,738	5	379,148
群馬県	1,885,678	5	377,136
埼玉県	7,183,326	16	448,958
千葉県	6,142,303	14	438,736
東京都	13,564,222	30	452,141
神奈川県	9,041,802	20	452,090
新潟県	2,186,244	5	437,249
富山県	1,018,488	3	339,496
石川県	1,118,841	3	372,947
福井県	753,067	2	376,534
山梨県	795,981	2	397,991
長野県	2,016,520	5	403,304
岐阜県	1,929,763	5	385,953
静岡県	3,547,156	8	443,395
愛知県	7,311,046	16	456,940
三重県	1,725,533	4	431,383
滋賀県	1,384,906	3	461,635
京都府	2,525,645	6	420,941
大阪府	8,629,004	19	454,158
兵庫県	5,377,722	12	448,144
奈良県	1,312,968	3	437,656
和歌山県	916,555	2	458,278
鳥取県	549,097	2	274,549
島根県	662,896	2	331,448
岡山県	1,863,316	4	465,829
広島県	2,751,969	6	458,662
山口県	1,327,681	3	442,560
徳島県	714,526	2	357,263
香川県	939,390	3	313,130
愛媛県	1,323,682	3	441,227
高知県	687,307	2	343,654
福岡県	5,068,515	11	460,774
佐賀県	805,502	2	402,751
長崎県	1,304,001	3	434,667
熊本県	1,723,710	4	430,928
大分県	1,113,684	3	371,228
宮崎県	1,063,102	3	354,367
鹿児島県	1,578,219	4	394,555
沖縄県	1,449,323	4	362,331
計	123,743,639	289	428,179

最大較差 1.697  
岡山県 465,829  
鳥取県 274,549

衆議院小選挙区 都道府県別 令和2年日本国民の人口、  
定数及び議員1人当たり人口【改定案】人口順

都道府県	令和2年 日本国民の人口	定数	議員1人当たり 人口
岡山県	1,863,316	4	465,829
滋賀県	1,384,906	3	461,635
福岡県	5,068,515	11	460,774
広島県	2,751,969	6	458,662
和歌山県	916,555	2	458,278
愛知県	7,311,046	16	456,940
宮城県	2,282,543	5	456,509
福島県	1,820,284	4	455,071
大阪府	8,629,004	19	454,158
東京都	13,564,222	30	452,141
神奈川県	9,041,802	20	452,090
埼玉県	7,183,326	16	448,958
兵庫県	5,377,722	12	448,144
静岡県	3,547,156	8	443,395
山口県	1,327,681	3	442,560
愛媛県	1,323,682	3	441,227
千葉県	6,142,303	14	438,736
奈良県	1,312,968	3	437,656
新潟県	2,186,244	5	437,249
長崎県	1,304,001	3	434,667
北海道	5,190,293	12	432,524
三重県	1,725,533	4	431,383
熊本県	1,723,710	4	430,928
京都府	2,525,645	6	420,941
青森県	1,232,575	3	410,858
長野県	2,016,520	5	403,304
佐賀県	805,502	2	402,751
茨城県	2,809,190	7	401,313
岩手県	1,203,597	3	401,199
山梨県	795,981	2	397,991
鹿児島県	1,578,219	4	394,555
岐阜県	1,929,763	5	385,953
栃木県	1,895,738	5	379,148
群馬県	1,885,678	5	377,136
福井県	753,067	2	376,534
石川県	1,118,841	3	372,947
大分県	1,113,684	3	371,228
沖縄県	1,449,323	4	362,331
徳島県	714,526	2	357,263
宮崎県	1,063,102	3	354,367
山形県	1,060,878	3	353,626
高知県	687,307	2	343,654
富山県	1,018,488	3	339,496
島根県	662,896	2	331,448
秋田県	955,851	3	318,617
香川県	939,390	3	313,130
鳥取県	549,097	2	274,549
計	123,743,639	289	428,179

最大較差 1.697  
岡山県 465,829  
鳥取県 274,549

## 改定案における分割市区の選挙区別人口

## 【新たに分割される区】

市区名	人口	選挙区	選挙区別人口	(参考) 改定前 選挙区別人口
札幌市白石区	210,741	北海道 3 区	191,744 (91.0%)	210,741 (100.0%)
		北海道 5 区	18,997 (9.0%)	
福岡市東区	312,930	福岡 1 区	280,457 (89.6%)	312,930 (100.0%)
		福岡 4 区	32,473 (10.4%)	

## 【分割の区域が変更される市区】

市区名	人口	選挙区	選挙区別人口	(参考) 改定前 選挙区別人口
川口市	562,682	埼玉 2 区	450,016 (80.0%)	546,452 (97.1%)
		埼玉 3 区	112,666 (20.0%)	
		埼玉 15 区		16,230 (2.9%)
市川市	480,777	千葉 4 区	162,179 (33.7%)	
		千葉 5 区	318,598 (66.3%)	365,890 (76.1%)
		千葉 6 区		114,887 (23.9%)
船橋市	625,992	千葉 4 区	311,492 (49.8%)	546,291 (87.3%)
		千葉 13 区		79,701 (12.7%)
		千葉 14 区	314,500 (50.2%)	
大田区	727,723	東京 3 区		170,192 (23.4%)
		東京 4 区	499,783 (68.7%)	557,531 (76.6%)
		東京 26 区	227,940 (31.3%)	

市区名	人口	選挙区	選挙区別人口	(参考) 改定前 選挙区別人口
世田谷区	921,300	東京 5 区	445,833 (48.4%)	364,238 (39.5%)
		東京 6 区	475,467 (51.6%)	557,062 (60.5%)
杉並区	577,001	東京 7 区		13,326 (2.3%)
		東京 8 区	461,016 (79.9%)	563,675 (97.7%)
		東京 27 区	115,985 (20.1%)	
板橋区	561,434	東京 11 区	458,547 (81.7%)	548,147 (97.6%)
		東京 12 区	102,887 (18.3%)	13,287 (2.4%)
練馬区	734,479	東京 9 区	363,896 (49.5%)	567,470 (77.3%)
		東京 10 区		167,009 (22.7%)
		東京 28 区	370,583 (50.5%)	
足立区	665,252	東京 12 区		104,204 (15.7%)
		東京 13 区	450,510 (67.7%)	561,048 (84.3%)
		東京 29 区	214,742 (32.3%)	
江戸川区	666,092	東京 14 区	195,691 (29.4%)	
		東京 16 区	470,401 (70.6%)	557,051 (83.6%)
		東京 17 区		109,041 (16.4%)
八王子市	567,565	東京 21 区	115,302 (20.3%)	15,244 (2.7%)
		東京 24 区	452,263 (79.7%)	552,321 (97.3%)
川西市	151,139	兵庫 5 区	49,591 (32.8%)	30,715 (20.3%)
		兵庫 6 区	101,548 (67.2%)	120,424 (79.7%)

【参考：分割の区域に変更がない市区】

市区名	人口	選挙区	選挙区別人口
札幌市北区	286,553	北海道1区	7,680 (2.7%)
		北海道2区	278,873 (97.3%)
札幌市西区	216,065	北海道1区	134,619 (62.3%)
		北海道4区	81,446 (37.7%)
宇都宮市	510,754	栃木1区	466,981 (91.4%)
		栃木2区	43,773 (8.6%)
高崎市	367,896	群馬4区	283,239 (77.0%)
		群馬5区	84,657 (23.0%)
富山市	407,558	富山1区	316,509 (77.7%)
		富山2区	91,049 (22.3%)
長野市	369,666	長野1区	350,805 (94.9%)
		長野2区	18,861 (5.1%)
富士市	240,394	静岡4区	14,395 (6.0%)
		静岡5区	225,999 (94.0%)
四日市市	296,894	三重2区	83,604 (28.2%)
		三重3区	213,290 (71.8%)
姫路市	520,450	兵庫11区	477,367 (91.7%)
		兵庫12区	43,083 (8.3%)

市区名	人口	選挙区	選挙区別人口
西宮市	479,483	兵庫2区	42,345 (8.8%)
		兵庫7区	437,138 (91.2%)
奈良市	351,583	奈良1区	346,820 (98.6%)
		奈良2区	4,763 (1.4%)
高松市	413,919	香川1区	338,404 (81.8%)
		香川2区	75,515 (18.2%)
丸亀市	107,683	香川2区	27,002 (25.1%)
		香川3区	80,681 (74.9%)
高知市	325,052	高知1区	203,384 (62.6%)
		高知2区	121,668 (37.4%)
福岡市南区	260,154	福岡2区	230,500 (88.6%)
		福岡5区	29,654 (11.4%)
福岡市城南区	131,709	福岡2区	115,505 (87.7%)
		福岡3区	16,204 (12.3%)
大分市	472,953	大分1区	461,379 (97.6%)
		大分2区	11,574 (2.4%)
鹿児島市	590,696	鹿児島1区	421,907 (71.4%)
		鹿児島2区	168,789 (28.6%)

注) 人口は、令和2年日本国民の人口による。また、選挙区別人口が当該市区の人口に占める割合を( )で記載している。

## 区割り改定案の作成方針

令和 4 年 2 月 21 日  
衆議院議員選挙区画定審議会

## 1. 区割り基準

- (1) 各選挙区の令和 2 年日本国民の人口（令和 2 年国勢調査の結果による総人口から外国人人口を差し引いた人口をいう。以下「人口」という。）は、議員 1 人当たり人口が最も少ない県の選挙区のうち、人口が最も少ない選挙区（以下「基準選挙区」という。）の人口以上であって、かつ、当該人口の 2 倍未満とする。

	令和 2 年日本国民の人口
(参考) 鳥取県の改定原案における 2 区の人口	273,973 人
〃	の 2 倍未満 547,945 人

- (2) 議員 1 人当たり人口が最も少ない県の選挙区の改定案の作成に当たっては、各選挙区の人口をできるだけ均等にするものとする。
- (3) 選挙区の数に増減のない道府県の選挙区の改定案の作成に当たっては、選挙区の区域の異動は、区割り基準に適合させるために必要な範囲とするものとする。
- (4) 選挙区は、飛地にしないものとする。
- (5) 選挙区の改定に当たっては、市（指定都市にあっては行政区。以下同じ。）区町村の区域は、分割しないことを原則とする。  
ただし、次の場合には、市区町村の区域は分割するものとする。
- (イ) 選挙区が一の市区（市区の区域が分割されている場合を含む。）で構成され、当該選挙区の人口が、基準選挙区の人口の 2 倍以上である場合
- (ロ) 選挙区の数に増減のない道府県の選挙区の改定において、市町村単位の異動では、三以上の選挙区の改定が必要となり、かつ一部の区域が他の選挙区に編入されることとなる各選挙区の相当数の人口が異動することとなる場合
- (ハ) 選挙区の数に増減のない道府県の選挙区の改定において、市町村単位の入れ替えによる異動では、各選挙区の相当数の人口が異動することとなる場合
- (ニ) 選挙区の数に増減のない道府県の選挙区の改定において、現在分割されている市（以下「分割市」という。）の区域を一の選挙区に属することとする異動で

は、当該分割市の区域が現在属している選挙区（以下「分割関係選挙区」という。）を含む三以上の選挙区の改定が必要となり、かつ当該分割市の区域が属することとなる選挙区の相当数の人口が異動することとなる場合

(ホ) 選挙区の数に増減のない道府県の選挙区の改定において、分割市の区域を一の選挙区に属することとする異動では、当該道府県内において人口が最も多い選挙区と人口が最も少ない選挙区との較差が拡大することとなる場合（分割関係選挙区間における分割市の区域の一部の入れ替えによる異動の場合を除く。）

(ヘ) 選挙区が飛地となることを避けるために必要な場合

(ト) 当該県の人口最大の市（当該市の区域をもって単独の選挙区とすることができる場合に限る。）の区域をもって又は当該市及び他の市町村の区域をもって選挙区を設けることでは、各選挙区の位置、形状等及び地勢、交通その他の自然的社会的条件を総合的に考慮すると、合理的に改定を行うことができない場合

(6) 行政区画に併せ、地勢、交通、人口動向、改定にかかる市区町村の数又は人口その他の自然的社会的条件を総合的に考慮するものとする。

この場合、第49回衆議院議員総選挙（令和3年10月31日執行）における当日有権者数において較差2倍以上となっている状況も考慮するものとする。

また、以下のことに留意するものとする。

(イ) 郡の区域は、できる限り分割しないものとする。

(ロ) 北海道の選挙区の改定案の作成に当たっては、総合振興局又は振興局の区域を尊重するものとする。

(ハ) 東京都の選挙区の改定案の作成に当たっては、区部及び多摩地域の区域を尊重するものとする。

## 2. 改定案作成の作業手順

以下の作業手順に沿って改定作業を行うものとする。

(1) まず、議員1人当たり人口が最も少ない県の選挙区について、1に掲げる区割り基準に適合するように改定原案を作成するものとする。

- (2) 選挙区の数が増加することとなる都県については、当該都県の選挙区のうち、その人口が最も多いものから順に選挙区が増加する数の順位までにあるものを手がかりとし、区割り基準に適合するように改定案を作成するものとする。
- (3) 選挙区の数が増加することとなる県については、当該県の選挙区のうち、その人口が最も少ないものを手がかりとし、区割り基準に適合するように改定案を作成するものとする。
- (4) 選挙区の数に増減のない道府県については、各選挙区について区割り基準への適合状況を検証し、次の選挙区について、所要の改定案を作成するものとする。
  - (イ) 1 (1) の基準に適合しない選挙区
  - (ロ) (イ) に該当しないが、区割り基準に照らし、改定を要する選挙区
- (5) 作業の結果得られた区割り改定案が、合理的かつ整合性のとれたものになっているかどうかの総合的な検討を行うものとする。

衆議院小選挙区選出議員の  
選挙区の改定案についての勧告

令和4年6月16日

衆議院議員選挙区画定審議会

令和4年6月16日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿

衆議院議員選挙区画定審議会会長 川 人 貞 史

衆議院議員選挙区画定審議会設置法の規定に基づき、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案について、別紙のとおり勧告する。

## 衆議院小選挙区選出議員の選挙区の 改定案についての勧告

### 衆議院議員選挙区画定審議会

本審議会は、令和2年国勢調査の結果による人口が令和3年6月25日に公示されて以来、衆議院議員選挙区画定審議会設置法第2条及び第4条第1項の規定に基づき、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議を進めてきた。

その結果、次のとおり選挙区の改定案を作成したので、ここに勧告する。

北海道

第三区、第四区及び第五区の区域に次の三選挙区を設ける。

第三区

札幌市

白石区

菊水一条一丁目、菊水一条二丁目、菊水一条三丁目、菊水一条四丁目、菊水二条一丁目、菊水二条二丁目、菊水二条三丁目、菊水三条一丁目、菊水三条二丁目、菊水三条三丁目、菊水三条四丁目、菊水三条五丁目、菊水四条一丁目、菊水四条二丁目、菊水四条三丁目、菊水五条一丁目、菊水五条二丁目、菊水五条三丁目、菊水六条一丁目、菊水六条二丁目、菊水六条三丁目、菊水六条四丁目、菊水七条一丁目、菊水七条二丁目、菊水七条三丁目、菊水七条四丁目、菊水八条一丁目、菊水八条二丁目、菊水八条三丁目、菊水八条四丁目、菊水九条一丁目、菊水九条二丁目、菊水九条三丁目、菊水九条四丁目、菊水上町一条一丁目、菊水上町一条二丁目、菊水上町一条三丁目、菊水上町一条四丁目、菊水上町二条一丁目、菊水上町二条二丁目、菊水上町二条三丁目、菊水上町二条四丁目、菊水上町三条一丁目、菊水上町三条二丁目、菊水上町三条三丁目、菊水上町三条四丁目、菊水上町四条一丁目、菊水上町四条

二丁目、菊水上町四条三丁目、菊水上町四条四丁目、菊水上町、菊水元町一条一丁目、菊水元町一条二丁目、菊水元町一条三丁目、菊水元町一条四丁目、菊水元町一条五丁目、菊水元町二条一丁目、菊水元町二条二丁目、菊水元町二条三丁目、菊水元町二条四丁目、菊水元町二条五丁目、菊水元町三条一丁目、菊水元町三条二丁目、菊水元町三条三丁目、菊水元町三条四丁目、菊水元町三条五丁目、菊水元町四条一丁目、菊水元町四条二丁目、菊水元町四条三丁目、菊水元町五条一丁目、菊水元町五条二丁目、菊水元町五条三丁目、菊水元町六条一丁目、菊水元町六条二丁目、菊水元町六条三丁目、菊水元町六条四丁目、菊水元町七条一丁目、菊水元町七条二丁目、菊水元町七条三丁目、菊水元町七条四丁目、菊水元町八条一丁目、菊水元町八条二丁目、菊水元町八条三丁目、菊水元町九条一丁目、菊水元町九条二丁目、菊水元町十条一丁目、菊水元町、米里一条一丁目、米里一条二丁目、米里一条三丁目、米里一条四丁目、米里二条一丁目、米里二条二丁目、米里二条三丁目、米里二条四丁目、米里三条一丁目、米里三条二丁目、米里三条三丁目、米里四条一丁目、米

里四条二丁目、米里四条三丁目、米里五条一丁目、米里五条二丁目、米里五条三丁目、米里、東米里、東札幌一条一丁目、東札幌一条二丁目、東札幌一条三丁目、東札幌一条四丁目、東札幌一条五丁目、東札幌一条六丁目、東札幌二条一丁目、東札幌二条二丁目、東札幌二条三丁目、東札幌二条四丁目、東札幌二条五丁目、東札幌二条六丁目、東札幌三条一丁目、東札幌三条二丁目、東札幌三条三丁目、東札幌三条四丁目、東札幌三条五丁目、東札幌三条六丁目、東札幌四条一丁目、東札幌四条二丁目、東札幌四条三丁目、東札幌四条四丁目、東札幌四条五丁目、東札幌四条六丁目、東札幌五条一丁目、東札幌五条二丁目、東札幌五条三丁目、東札幌五条四丁目、東札幌五条五丁目、東札幌五条六丁目、東札幌六条一丁目、東札幌六条二丁目、東札幌六条三丁目、東札幌六条四丁目、東札幌六条五丁目、東札幌六条六丁目、中央一条一丁目、中央一条二丁目、中央一条三丁目、中央一条四丁目、中央一条五丁目、中央一条六丁目、中央一条七丁目、中央二条一丁目、中央二条二丁目、中央二条三丁目、中央二条四丁目、中央二条五丁目、中央二条六丁目、中央二条七丁目、

中央三条一丁目、中央三条二丁目、中央三条三丁目、中央三条四丁目、中央三条五丁目、中央三条六丁目、本通一丁目南、本通二丁目南、本通三丁目南、本通四丁目南、本通五丁目南、本通六丁目南、本通七丁目南、本通八丁目南、本通九丁目南、本通十丁目南、本通十一丁目南、本通十二丁目南、本通十三丁目南、本通十四丁目南、本通十五丁目南、本通十六丁目南、本通十七丁目南、本通十八丁目南、本通十九丁目南、本通二十丁目南、本通二十一丁目南、本通一丁目北、本通二丁目北、本通三丁目北、本通四丁目北、本通五丁目北、本通六丁目北、本通七丁目北、本通八丁目北、本通九丁目北、本通十丁目北、本通十一丁目北、本通十二丁目北、本通十三丁目北、本通十四丁目北、本通十五丁目北、本通十六丁目北、本通十七丁目北、本通十八丁目北、本通十九丁目北、本通二十丁目北、本通二十一丁目北、平和通一丁目南、平和通二丁目南、平和通三丁目南、平和通四丁目南、平和通五丁目南、平和通六丁目南、平和通七丁目南、平和通八丁目南、平和通九丁目南、平和通十丁目南、平和通十一丁目南、平和通十二丁目南、平和通十三丁目南、平和通十四丁目南、平和通十

五丁目南、平和通十六丁目南、平和通十七丁目南、平和通一丁目北、平和通二丁目北、平和通三丁目北、平和通四丁目北、平和通五丁目北、平和通六丁目北、平和通七丁目北、平和通八丁目北、平和通九丁目北、平和通十丁目北、平和通十一丁目北、平和通十二丁目北、平和通十三丁目北、平和通十四丁目北、平和通十五丁目北、平和通十六丁目北、平和通十七丁目北、本郷通一丁目北、本郷通二丁目北、本郷通三丁目北、本郷通四丁目北、本郷通五丁目北、本郷通六丁目北、本郷通七丁目北、本郷通八丁目北、本郷通九丁目北、本郷通十丁目北、本郷通十一丁目北、本郷通十二丁目北、本郷通十三丁目北、本郷通一丁目南、本郷通二丁目南、本郷通三丁目南、本郷通四丁目南、本郷通五丁目南、本郷通六丁目南、本郷通七丁目南、本郷通八丁目南、本郷通九丁目南、本郷通十丁目南、本郷通十一丁目南、本郷通十二丁目南、本郷通十三丁目南、北郷一条一丁目、北郷一条二丁目、北郷一条三丁目、北郷一条四丁目、北郷一条五丁目、北郷一条六丁目、北郷一条七丁目、北郷一条八丁目、北郷一条九丁目、北郷一条十丁目、北郷二条一丁目、北郷二条二丁目、北郷二条三丁目、

北郷二条四丁目、北郷二条五丁目、北郷二条六丁目、北郷二条七丁目、北郷二条八丁目、北郷二条九丁目、北郷二条十丁目、北郷三条一丁目、北郷三条二丁目、北郷三条三丁目、北郷三条四丁目、北郷三条五丁目、北郷三条六丁目、北郷三条七丁目、北郷三条八丁目、北郷三条九丁目、北郷三条十丁目、北郷四条一丁目、北郷四条二丁目、北郷四条三丁目、北郷四条四丁目、北郷四条五丁目、北郷四条六丁目、北郷四条七丁目、北郷四条八丁目、北郷四条九丁目、北郷四条十丁目、北郷五条三丁目、北郷五条四丁目、北郷五条五丁目、北郷五条六丁目、北郷五条七丁目、北郷五条八丁目、北郷五条九丁目、北郷五条十丁目、北郷六条三丁目、北郷六条四丁目、北郷六条七丁目、北郷六条八丁目、北郷六条九丁目、北郷六条十丁目、北郷七条三丁目、北郷七条四丁目、北郷七条七丁目、北郷七条八丁目、北郷七条九丁目、北郷七条十丁目、北郷八条三丁目、北郷八条四丁目、北郷八条七丁目、北郷八条八丁目、北郷八条九丁目、北郷八条十丁目、北郷九条三丁目、北郷九条七丁目、北郷九条八丁目、北郷九条九丁目、北郷、南郷通一丁目北、南郷通二丁目北、南郷通三丁

目北、南郷通四丁目北、南郷通五丁目北、南郷通六丁目北、南郷通七丁目北、南郷通八丁目北、南郷通九丁目北、南郷通十丁目北、南郷通十一丁目北、南郷通十二丁目北、南郷通十四丁目北、南郷通十五丁目北、南郷通十六丁目北、南郷通十七丁目北、南郷通十八丁目北、南郷通十九丁目北、南郷通二十丁目北、南郷通一丁目南、南郷通二丁目南、南郷通三丁目南、南郷通四丁目南、南郷通五丁目南、南郷通六丁目南、南郷通七丁目南、南郷通八丁目南、南郷通九丁目南、南郷通十丁目南、南郷通十一丁目南、南郷通十二丁目南、南郷通十三丁目南、南郷通十四丁目南、南郷通十五丁目南、南郷通十六丁目南、南郷通十七丁目南、南郷通十八丁目南、南郷通十九丁目南、南郷通二十丁目南、南郷通二十一丁目南、栄通一丁目、栄通二丁目、栄通三丁目、栄通四丁目、栄通五丁目、栄通六丁目、栄通七丁目、栄通八丁目、栄通九丁目、栄通十丁目、栄通十一丁目、栄通十二丁目、栄通十三丁目、栄通十四丁目、栄通十五丁目、栄通十六丁目、栄通十七丁目、栄通十八丁目、栄通十九丁目、栄通二十丁目、栄通二十一丁目、流通センター一丁目、流通センター二丁目、流通センター

三丁目、流通センター四丁目、流通センター五丁目、流通センター六丁目、流通センター七丁目、川北四条一丁目、川北四条二丁目(二番に限る。)、川北五条一丁目、川北

豊平区

清田区

第四区

札幌市

西区

第一区に属しない区域

(八軒一条東一丁目、八軒一条東二丁目、八軒一条東三丁目、八軒一条東四丁目、八軒一条東五丁目、八軒二条東一丁目、八軒二条東二丁目、八軒二条東三丁目、八軒二条東四丁目、八軒二条東五丁目、八軒三条東一丁目、八軒三条東二丁目、八軒三条東三丁目、八軒三条東四丁目、八軒三条東五丁目、八軒四条東一丁目、八軒四条東二丁目、八軒四条東三丁目、八軒四条東四丁目、八軒四条東五丁目、八軒五条東一丁目、八軒五条東二丁目、八軒五条東三丁目、八軒五条東四丁目、八軒五条東五丁目、八軒六条東一丁目、八軒六条東二丁目、八軒六条東三丁目、八軒六条東四丁目、八軒六条東五丁目、八軒七条東一丁目、八軒七条東二丁目、八軒七条東三丁目、八軒七条東四丁目、八軒七条東五丁目、八軒八条東一丁目、



丁目、発寒三条五丁目、発寒三条六丁目、発寒四条一丁目、発寒四条二丁目、発寒四条三丁目、発寒四条四丁目、発寒四条五丁目、発寒四条六丁目、発寒四条七丁目、発寒五条二丁目、発寒五条三丁目、発寒五条四丁目、発寒五条五丁目、発寒五条六丁目、発寒五条七丁目、発寒五条八丁目、発寒六条三丁目、発寒六条四丁目、発寒六条五丁目、発寒六条七丁目、発寒六条八丁目、発寒六条九丁目、発寒六条十丁目、発寒六条十一丁目、発寒六条十二丁目、発寒六条十三丁目、発寒七条四丁目、発寒七条五丁目、発寒七条七丁目、発寒七条八丁目、発寒七条九丁目、発寒七条十丁目、発寒七条十一丁目、発寒七条十二丁目、発寒七条十三丁目、発寒八条五丁目、発寒八条七丁目、発寒八条九丁目、発寒八条十丁目、発寒八条十一丁目、発寒八条十二丁目、発寒八条十三丁目（一番及び十三番に限る。）、発寒九条九丁目、発寒九条十丁目、発寒九条十一丁目、発寒九条十二丁目、発寒九条十三丁目（一番から四番まで及び八番から十一番までに限る。）、発寒十条一丁目、発寒十条二丁目、発寒十条三丁目、発寒十条四丁目、発寒十条五丁目、発寒十条六丁目、発寒十条十一

丁目、発寒十条十二丁目、発寒十条十三丁目、発寒十条十四丁目、発寒十一条一丁目、発寒十一条二丁目、発寒十一条三丁目、発寒十一条四丁目、発寒十一条五丁目、発寒十一条六丁目、発寒十一条十一丁目、発寒十一条十二丁目、発寒十一条十四丁目、発寒十二条一丁目、発寒十二条二丁目、発寒十二条三丁目、発寒十二条四丁目、発寒十二条五丁目、発寒十二条十一丁目、発寒十二条十二丁目、発寒十二条十三丁目、発寒十二条十四丁目、発寒十三条二丁目、発寒十三条三丁目、発寒十三条四丁目、発寒十三条五丁目、発寒十三条十一丁目、発寒十三条十二丁目、発寒十三条十三丁目、発寒十三条十四丁目、発寒十四条一丁目、発寒十四条二丁目、発寒十四条三丁目、発寒十四条四丁目、発寒十四条五丁目、発寒十四条十一丁目、発寒十四条十二丁目、発寒十四条十三丁目、発寒十四条十四丁目、発寒十五条一丁目、発寒十五条二丁目、発寒十五条三丁目、発寒十五条四丁目、発寒十五条十二丁目、発寒十五条十三丁目、発寒十五条十四丁目、発寒十六条一丁目、発寒十六条二丁目、発寒十六条三丁目、発寒十六条四丁目、発寒十六条十二丁目、発寒十六条十三丁目、発寒

十六条十四丁目、発寒十七  
条三丁目、発寒十七条四丁  
目、発寒十七条十三丁目、  
発寒十七条十四丁目)

手稲区

小樽市

石狩市

北海道後志総合振興局管内

第五区

札幌市

白石区

第三区に属しない区域

厚別区

江別市

千歳市

恵庭市

北広島市

北海道石狩振興局管内

宮城県

1 第一区及び第三区の区域に次の二  
選挙区を設ける。

第一区

仙台市

青葉区

太白区

第三区

白石市

名取市

角田市

岩沼市

刈田郡

柴田郡

伊具郡

亘理郡

2 第四区、第五区及び第六区の区域  
に次の二選挙区を設ける。

第四区

石巻市

塩竈市

多賀城市

東松島市

富谷市

宮城郡

黒川郡

牡鹿郡

第五区

気仙沼市

登米市

栗原市

大崎市

加美郡

遠田郡

本吉郡

福島県

福島県の区域に次の四選挙区を設  
ける。

第一区

福島市

二本松市

伊達市

本宮市

伊達郡

安達郡

第二区

郡山市

須賀川市

田村市

岩瀬郡

石川郡

田村郡

第三区

会津若松市

白河市

喜多方市

南会津郡

耶麻郡

河沼郡

大沼郡

西白河郡  
東白川郡  
第四区  
いわき市  
相馬市  
南相馬市  
双葉郡  
相馬郡

茨城県  
第一区、第二区、第四区、第六区  
及び第七区の区域に次の五選挙区を  
設ける。

第一区

水戸市  
笠間市  
筑西市  
桜川市  
東茨城郡  
城里町

第二区

鹿嶋市  
潮来市  
神栖市  
行方市  
鉾田市  
小美玉市  
東茨城郡  
茨城町  
大洗町

第四区

常陸太田市  
ひたちなか市  
常陸大宮市  
那珂市  
久慈郡

第六区

土浦市  
石岡市  
つくば市

かすみがうら市  
つくばみらい市

第七区

古河市  
結城市  
下妻市  
常総市  
坂東市  
結城郡  
猿島郡

栃木県

第一区、第二区、第四区及び第五  
区の区域に次の四選挙区を設ける。

第一区

宇都宮市

本庁管内

宇都宮市平石地区市民センタ  
ー管内

宇都宮市清原地区市民センタ  
ー管内

宇都宮市横川地区市民センタ  
ー管内

宇都宮市瑞穂野地区市民セン  
ター管内

宇都宮市城山地区市民センタ  
ー管内

宇都宮市国本地区市民センタ  
ー管内

宇都宮市富屋地区市民センタ  
ー管内

宇都宮市豊郷地区市民センタ  
ー管内

宇都宮市篠井地区市民センタ  
ー管内

宇都宮市姿川地区市民センタ  
ー管内

宇都宮市雀宮地区市民センタ  
ー管内

宇都宮市役所宝木出張所管内

宇都宮市役所陽南出張所管内

河内郡

第二区

宇都宮市

第一区に属しない区域

鹿沼市

日光市

さくら市

塩谷郡

第四区

小山市

真岡市

下野市

芳賀郡

下都賀郡

第五区

足利市

栃木市

佐野市

群馬県

第一区、第二区、第三区及び第五区の区域に次の四選挙区を設ける。

第一区

前橋市

沼田市

利根郡

第二区

桐生市

伊勢崎市

みどり市

佐波郡

第三区

太田市

館林市

邑楽郡

第五区

高崎市

第四区に属しない区域

(高崎市倉渕支所管内)

高崎市箕郷支所管内

高崎市群馬支所管内

高崎市榛名支所管内)

渋川市

富岡市

安中市

北群馬郡

甘楽郡

吾妻郡

埼玉県

1 第一区、第二区、第三区、第五区、第六区、第十一区、第十二区、第十三区、第十四区及び第十五区の区域に次の十一選挙区を設ける。

第一区

さいたま市

見沼区

浦和区

緑区

第二区

川口市

本庁管内

新郷支所管内

神根支所管内

大字安行領根岸(二百九十番地から六百七十六番地まで、七百十一番地及び七百十二番地に限る。)、大字安行領在家(百十三番地から百十六番地まで及び二百二十六番地から二百八十二番地までに限る。)、在家町、大字木曾呂(千三百十三番地、千三百三十六番地、千三百四十一番地、千三百六十五番地、千三百六十九番地から千三百七十二番地まで、千三百九十二番地から千三百九十九番地まで、

千四百九番地、千四百十九番地から千四百二十七番地まで、千四百五十番地、千四百五十九番地から千四百六十二番地まで、千四百六十七番地、千四百六十八番地、千四百七十三番地、千四百七十七番地から千四百七十九番地まで、千四百八十六番地から千四百八十八番地まで、千四百九十二番地から千五百二十四番地まで及び千五百二十八番地から千五百六十番地までに限る。)、柳崎一丁目、柳崎四丁目、柳崎五丁目、北園町、柳根町、本前川三丁目芝支所管内

安行支所管内 (大字安行慈林(六百十四番地から六百二十九番地までに限る。)) に属する区域を除く。)

鳩ヶ谷支所管内

第三区

川口市

第二区に属しない区域

越谷市

第五区

さいたま市

西区

北区

大宮区

中央区

第六区

鴻巣市

上尾市

桶川市

北本市

第十区

秩父市

本庄市  
深谷市  
秩父郡  
児玉郡  
大里郡

第十二区

熊谷市

行田市

加須市

羽生市

第十三区

久喜市

蓮田市

幸手市

白岡市

北足立郡

南埼玉郡

北葛飾郡

杉戸町

第十四区

草加市

八潮市

三郷市

第十五区

さいたま市

桜区

南区

蕨市

戸田市

第十六区

さいたま市

岩槻区

春日部市

吉川市

北葛飾郡

松伏町

2 第七区及び第八区の区域に次の二選挙区を設ける。

第七区

川越市

富士見市  
第八区  
所沢市  
ふじみ野市  
入間郡  
三芳町

千葉県

- 1 第二区、第四区、第五区、第六区、第七区、第八区及び第十三区の区域に次の八選挙区を設ける。

第二区

千葉市

花見川区

八千代市

第四区

市川市

本庁管内

国府台一丁目、国府台二丁目、国府台三丁目、国府台四丁目、国府台五丁目、国府台六丁目、市川四丁目、真間四丁目、真間五丁目、東菅野四丁目、東菅野五丁目、宮久保一丁目、宮久保二丁目、宮久保三丁目、宮久保四丁目、宮久保五丁目、宮久保六丁目、鬼越一丁目、鬼越二丁目、鬼高一丁目、鬼高二丁目、鬼高三丁目、鬼高四丁目、高石神、中山一丁目、中山二丁目、中山三丁目、中山四丁目、若宮一丁目、若宮二丁目、若宮三丁目、北方一丁目、北方二丁目、北方三丁目、本北方一丁目、本北方二丁目、本北方三丁目、北方町四丁目、国分一丁目、国分二丁目、国分三丁目、国分四丁

目、国分五丁目、国分六丁目、国分七丁目、中国分一丁目、中国分二丁目、中国分三丁目、中国分四丁目、中国分五丁目、北国分一丁目、北国分二丁目、北国分三丁目、北国分四丁目、須和田一丁目、須和田二丁目、稲越一丁目、稲越二丁目、稲越三丁目、曾谷一丁目、曾谷二丁目、曾谷三丁目、曾谷四丁目、曾谷五丁目、曾谷六丁目、曾谷七丁目、曾谷八丁目、下貝塚一丁目、下貝塚二丁目、下貝塚三丁目、東国分一丁目、東国分二丁目、東国分三丁目、堀之内一丁目、堀之内二丁目、堀之内三丁目、堀之内四丁目、堀之内五丁目

大柏出張所管内

船橋市

本庁管内

船橋市西船橋出張所管内

船橋市船橋駅前総合窓口センター管内

第五区

市川市

第四区に属しない区域

浦安市

第六区

松戸市

第七区

野田市

流山市

第八区

柏市

第十三区

我孫子市

鎌ヶ谷市

印西市  
白井市  
富里市  
印旛郡

第十四区  
船橋市

第四区に属しない区域

習志野市

2 第十区及び第十一区の区域に次の二選挙区を設ける。

第十区

銚子市  
成田市  
旭市  
匝瑳市  
香取市  
香取郡

第十一区

茂原市  
東金市  
勝浦市  
山武市  
いすみ市  
大網白里市  
山武郡  
長生郡  
夷隅郡

東京都

1 第一区、第二区、第三区、第四区、第五区、第六区、第七区、第八区、第九区、第十区、第十一区、第十二区、第十三区、第十四区、第十六区及び第十七区の区域に次の二十選挙区を設ける。

第一区

千代田区

新宿区

第二区

中央区

台東区

第三区

品川区

東京都大島支庁管内

東京都三宅支庁管内

東京都八丈支庁管内

東京都小笠原支庁管内

第四区

大田区

大田区大森東特別出張所管内

大田区大森西特別出張所管内

大田区入新井特別出張所管内

大田区馬込特別出張所管内

大田区池上特別出張所管内

大田区新井宿特別出張所管内

大田区久が原特別出張所管内

(池上三丁目に属する区域に限る。)

大田区糞谷特別出張所管内

大田区羽田特別出張所管内

大田区六郷特別出張所管内

大田区矢口特別出張所管内

(矢口二丁目(一番、十三番、十四番、二十七番及び二十八番に限る。))及び矢口三丁目

(一番及び八番に限る。)に属する区域に限る。)

大田区蒲田西特別出張所管内

大田区蒲田東特別出張所管内

第五区

世田谷区

世田谷区池尻まちづくりセンター管内

世田谷区太子堂まちづくりセンター管内

世田谷区若林まちづくりセンター管内

世田谷区上町まちづくりセンター管内

世田谷区下馬まちづくりセン

ター管内

世田谷区上馬まちづくりセン

ター管内

世田谷区代沢まちづくりセン

ター管内

世田谷区奥沢まちづくりセン

ター管内

世田谷区九品仏まちづくりセ

ンター管内

世田谷区等々力まちづくりセ

ンター管内

世田谷区上野毛まちづくりセ

ンター管内

世田谷区用賀まちづくりセン

ター管内

世田谷区二子玉川まちづくり

センター管内

世田谷区深沢まちづくりセン

ター管内

## 第六区

世田谷区

第五区に属しない区域

## 第七区

港区

渋谷区

## 第八区

杉並区

下高井戸一丁目、下高井戸二丁目、下高井戸三丁目、下高井戸四丁目、下高井戸五丁目、永福一丁目（二番から四十四番までに限る。）、永福二丁目、永福三丁目、永福四丁目、浜田山一丁目、浜田山二丁目、浜田山三丁目、浜田山四丁目、大宮二丁目（五番から十八番までに限る。）、高円寺南二丁目、高円寺南三丁目、高円寺南四丁目、高円寺北二丁目、高円寺北三丁目、高円寺北四

丁目、阿佐谷南一丁目、阿佐谷南二丁目、阿佐谷南三丁目、阿佐谷北一丁目、阿佐谷北二丁目、阿佐谷北三丁目、阿佐谷北四丁目、阿佐谷北五丁目、阿佐谷北六丁目、天沼一丁目、天沼二丁目、天沼三丁目、本天沼一丁目、本天沼二丁目、本天沼三丁目、成田西一丁目、成田西二丁目、成田西三丁目、成田西四丁目、成田東一丁目、成田東二丁目、成田東三丁目、成田東四丁目、成田東五丁目、荻窪一丁目、荻窪二丁目、荻窪三丁目、荻窪四丁目、荻窪五丁目、南荻窪一丁目、南荻窪二丁目、南荻窪三丁目、南荻窪四丁目、上荻一丁目、上荻二丁目、上荻三丁目、上荻四丁目、西荻南一丁目、西荻南二丁目、西荻南三丁目、西荻南四丁目、西荻北一丁目、西荻北二丁目、西荻北三丁目、西荻北四丁目、西荻北五丁目、今川一丁目、今川二丁目、今川三丁目、今川四丁目、清水一丁目、清水二丁目、清水三丁目、桃井一丁目、桃井二丁目、桃井三丁目、桃井四丁目、井草一丁目、井草二丁目、井草三丁目、井草四丁目、井草五丁目、下井草一丁目、下井草二丁目、下井草三丁目、下井草四丁目、下井草五丁目、上井草一丁目、上井草二丁目、上井草三丁目、上井草四丁目、善福寺一丁目、善福寺二丁目、善福寺三丁目、善福寺四丁目、松庵一丁目、松庵二丁目、松庵三丁目、宮前一丁目、宮前

二丁目、宮前三丁目、宮前四丁目、宮前五丁目、久我山一丁目、久我山二丁目、久我山三丁目、久我山四丁目、久我山五丁目、高井戸東一丁目、高井戸東二丁目、高井戸東三丁目、高井戸東四丁目、高井戸西一丁目、高井戸西二丁目、高井戸西三丁目、上高井戸一丁目、上高井戸二丁目、上高井戸三丁目

## 第九区

### 練馬区

貫井四丁目（二十八番、二十九番四号、二十九番八号から二十九番二十二号まで、三十番九号、三十番十号、四十四番から四十六番まで、四十七番十八号から四十七番四十八号まで及び四十七番五十号から四十七番五十二号までに限る。）、高松六丁目、土支田一丁目、土支田二丁目、土支田三丁目、土支田四丁目、富士見台一丁目、富士見台二丁目、富士見台三丁目（二十番六号から二十番十号まで、三十八番から四十六番まで、四十七番五号から四十七番七号まで、五十五番六号から五十五番十七号まで及び五十六番から六十三番までに限る。）、富士見台四丁目、南田中一丁目、南田中二丁目、南田中三丁目、南田中四丁目、南田中五丁目、高野台一丁目、高野台二丁目、高野台三丁目、高野台四丁目、高野台五丁目、谷原二丁目、谷原三丁目、谷原四丁目、谷原五丁目、谷原

六丁目、三原台一丁目、三原台二丁目、三原台三丁目、石神井町一丁目、石神井町二丁目、石神井町三丁目、石神井町四丁目、石神井町五丁目、石神井町六丁目、石神井町七丁目、石神井町八丁目、石神井台一丁目、石神井台二丁目、石神井台三丁目、石神井台四丁目、石神井台五丁目、石神井台六丁目、石神井台七丁目、石神井台八丁目、下石神井一丁目、下石神井二丁目、下石神井三丁目、下石神井四丁目、下石神井五丁目、下石神井六丁目、東大泉一丁目、東大泉二丁目、東大泉三丁目、東大泉四丁目、東大泉五丁目、東大泉六丁目、東大泉七丁目、西大泉町、西大泉一丁目、西大泉二丁目、西大泉三丁目、西大泉四丁目、西大泉五丁目、西大泉六丁目、南大泉一丁目、南大泉二丁目、南大泉三丁目、南大泉四丁目、南大泉五丁目、南大泉六丁目、大泉町一丁目、大泉町二丁目、大泉町三丁目、大泉町四丁目、大泉町五丁目、大泉町六丁目、大泉学園町一丁目、大泉学園町二丁目、大泉学園町三丁目、大泉学園町四丁目、大泉学園町五丁目、大泉学園町六丁目、大泉学園町七丁目、大泉学園町八丁目、大泉学園町九丁目、関町北一丁目、関町北二丁目、関町北三丁目、関町北四丁目、関町北五丁目、関町南一丁目、関町南二丁目、関町南三丁目、関町南四丁目、上石神井南町、

立野町、上石神井一丁目、上石神井二丁目、上石神井三丁目、上石神井四丁目、関町東一丁目、関町東二丁目

#### 第十区

文京区

豊島区

#### 第十一区

板橋区

本庁管内

板橋一丁目、板橋二丁目、板橋三丁目、板橋四丁目、加賀一丁目、加賀二丁目、大山東町、大山金井町、熊野町、中丸町、南町、稲荷台、仲宿、氷川町、栄町、大山町、大山西町、幸町、中板橋、仲町、弥生町、本町、大和町、双葉町、富士見町、大谷口上町、大谷口北町、大谷口一丁目、大谷口二丁目、向原一丁目、向原二丁目、向原三丁目、小茂根一丁目、小茂根二丁目、小茂根三丁目、小茂根四丁目、小茂根五丁目、常盤台一丁目、常盤台二丁目、常盤台三丁目、常盤台四丁目、南常盤台一丁目、南常盤台二丁目、東新町一丁目、東新町二丁目、上板橋一丁目、上板橋二丁目、上板橋三丁目、清水町、蓮沼町、大原町、泉町、宮本町、志村一丁目、志村二丁目、志村三丁目、坂下一丁目（一番から二十六番まで及び二十八番に限る。）、東坂下一丁目、小豆沢一丁目、小豆沢二丁目、小豆沢三丁目、小

豆沢四丁目、西台一丁目、西台二丁目、西台三丁目、西台四丁目、中台一丁目、中台二丁目、中台三丁目、若木一丁目、若木二丁目、若木三丁目、前野町一丁目、前野町二丁目、前野町三丁目、前野町四丁目、前野町五丁目、前野町六丁目、三園二丁目、東山町、桜川一丁目、桜川二丁目、桜川三丁目

東京都板橋区赤塚支所管内

#### 第十二区

北区

板橋区

第十一区に属しない区域

#### 第十三区

足立区

青井一丁目、青井二丁目、青井三丁目、青井四丁目、青井五丁目、青井六丁目、足立一丁目、足立二丁目、足立三丁目、足立四丁目、綾瀬一丁目、綾瀬二丁目、綾瀬三丁目、綾瀬四丁目、綾瀬五丁目、綾瀬六丁目、綾瀬七丁目、梅島一丁目、梅島二丁目、梅島三丁目、梅田一丁目、梅田二丁目、梅田三丁目、梅田四丁目、梅田五丁目、梅田六丁目、梅田七丁目、梅田八丁目、大谷田一丁目、大谷田二丁目、大谷田三丁目、大谷田四丁目、大谷田五丁目、加平一丁目、加平二丁目、加平三丁目、北加平町、栗原一丁目、栗原二丁目、弘道一丁目、弘道二丁目、佐野一丁目、佐野二丁目、島根一丁目、島根二丁目、島根

三丁目、島根四丁目、神明一丁目、神明二丁目、神明三丁目、神明南一丁目、神明南二丁目、関原一丁目、関原二丁目、関原三丁目、千住一丁目、千住二丁目、千住三丁目、千住四丁目、千住五丁目、千住曙町、千住旭町、千住東一丁目、千住東二丁目、千住大川町、千住河原町、千住寿町、千住桜木一丁目、千住桜木二丁目、千住関屋町、千住龍田町、千住中居町、千住仲町、千住橋戸町、千住緑町一丁目、千住緑町二丁目、千住緑町三丁目、千住宮元町、千住元町、千住柳町、竹の塚一丁目、竹の塚二丁目、竹の塚三丁目、竹の塚四丁目、竹の塚五丁目、竹の塚六丁目、竹の塚七丁目、辰沼一丁目、辰沼二丁目、中央本町一丁目、中央本町二丁目、中央本町三丁目、中央本町四丁目、中央本町五丁目、東和一丁目、東和二丁目、東和三丁目、東和四丁目、東和五丁目、中川一丁目、中川二丁目、中川三丁目、中川四丁目、中川五丁目、西綾瀬一丁目、西綾瀬二丁目、西綾瀬三丁目、西綾瀬四丁目、西新井栄町一丁目、西新井栄町二丁目、西加平一丁目、西加平二丁目、西保木間一丁目、西保木間二丁目、西保木間三丁目、西保木間四丁目、花畑一丁目、花畑二丁目、花畑三丁目、花畑四丁目、花畑五丁目、花畑六丁目、花畑七丁目、花畑八丁目、東綾瀬一丁目、東綾瀬

二丁目、東綾瀬三丁目、東保木間一丁目、東保木間二丁目、東六月町、一ツ家一丁目、一ツ家二丁目、一ツ家三丁目、一ツ家四丁目、日ノ出町、平野一丁目、平野二丁目、平野三丁目、保木間一丁目、保木間二丁目、保木間三丁目、保木間四丁目、保木間五丁目、保塚町、南花畑一丁目、南花畑二丁目、南花畑三丁目、南花畑四丁目、南花畑五丁目、六木一丁目、六木二丁目、六木三丁目、六木四丁目、谷中一丁目、谷中二丁目、谷中三丁目、谷中四丁目、谷中五丁目、柳原一丁目、柳原二丁目、六月一丁目、六月二丁目、六月三丁目、六町一丁目、六町二丁目、六町三丁目、六町四丁目

#### 第十四区

墨田区

江戸川区

本庁管内

中央四丁目、松島一丁目、松島二丁目、松島三丁目、松島四丁目、東小松川一丁目、東小松川二丁目、東小松川三丁目、東小松川四丁目、西小松川町、興宮町、上一色一丁目、上一色二丁目、上一色三丁目、本一色一丁目、本一色二丁目、本一色三丁目

江戸川区小松川事務所管内

江戸川区小岩事務所管内

#### 第十六区

江戸川区

第十四区に属しない区域

第十七区

葛飾区

第二十六区

目黒区

大田区

第四区に属しない区域

第二十七区

中野区

杉並区

第八区に属しない区域

第二十八区

練馬区

第九区に属しない区域

第二十九区

荒川区

足立区

第十三区に属しない区域

- 2 第十八区、第十九区、第二十一区、第二十二区、第二十三区及び第二十四区の区域に次の七選挙区を設ける。

第十八区

武蔵野市

小金井市

西東京市

第十九区

小平市

国分寺市

国立市

第二十一区

八王子市

下柚木、下柚木二丁目、下柚木三丁目、上柚木、上柚木二丁目、上柚木三丁目、中山(五百十九番地、五百二十三番地から五百二十六番地まで、八百十九番地から八百三十番地まで、八百四十二番地、八百七十五番地から八百七十八番地まで、八百八十番地から千

百四十八番地まで、千百五十六番地、千二百十九番地及び千二百二十一番地を除く。)、越野、南陽台一丁目、南陽台二丁目、南陽台三丁目、堀之内、堀之内二丁目、堀之内三丁目、東中野、大塚、鹿島、松が谷、鏈水(三百三十九番地から三百四十五番地まで、三百六十四番地から三百七十一番地まで及び三百九十六番地を除く。)、鏈水二丁目、南大沢一丁目、南大沢二丁目、南大沢三丁目、南大沢四丁目、南大沢五丁目、松木、別所一丁目、別所二丁目

立川市

日野市

第二十二区

三鷹市

調布市

狛江市

第二十三区

町田市

第二十四区

八王子市

第二十一区に属しない区域

第三十区

府中市

多摩市

稲城市

神奈川県

- 1 第七区、第八区、第九区、第十区及び第十八区の区域に次の六選挙区を設ける。

第七区

横浜市

港北区

第八区

横浜市  
緑区  
青葉区  
第九区  
川崎市  
多摩区  
麻生区  
第十区  
川崎市  
川崎区  
幸区  
第十八区  
川崎市  
中原区  
高津区  
第十九区  
横浜市  
都筑区  
川崎市  
宮前区

2 第五区、第十三区、第十四区、第十五区、第十六区及び第十七区の区域に次の七選挙区を設ける。

第五区  
横浜市  
戸塚区  
泉区  
第十三区  
横浜市  
瀬谷区  
大和市  
綾瀬市  
第十四区  
相模原市  
緑区  
中央区  
愛甲郡  
第十五区  
平塚市  
茅ヶ崎市

中郡  
大磯町  
第十六区  
厚木市  
伊勢原市  
海老名市  
第十七区  
小田原市  
秦野市  
南足柄市  
中郡  
二宮町  
足柄上郡  
足柄下郡  
第二十区  
相模原市  
南区  
座間市

#### 新潟県

新潟県の区域に次の五選挙区を設ける。

第一区  
新潟市  
東区  
中央区  
江南区  
佐渡市  
第二区  
新潟市  
南区  
西区  
西蒲区  
三条市  
加茂市  
燕市  
西蒲原郡  
南蒲原郡  
第三区  
新潟市

北 区  
秋葉区  
新発田市  
村上市  
五泉市  
阿賀野市  
胎内市  
北蒲原郡  
東蒲原郡  
岩船郡

第四区

長岡市  
柏崎市  
小千谷市  
見附市  
三島郡  
刈羽郡

第五区

十日町市  
糸魚川市  
妙高市  
上越市  
魚沼市  
南魚沼市  
南魚沼郡  
中魚沼郡

岐阜県

第一区及び第三区の区域に次の二選挙区を設ける。

第一区

岐阜市

第三区

関市  
美濃市  
羽島市  
各務原市  
山県市  
瑞穂市  
本巣市

羽島郡  
本巣郡

静岡県

静岡県の区域に次の八選挙区を設ける。

第一区

静岡市  
葵区  
駿河区

第二区

島田市  
焼津市  
藤枝市  
牧之原市  
榛原郡

第三区

磐田市  
掛川市  
袋井市  
御前崎市  
菊川市  
周智郡

第四区

静岡市  
清水区  
富士宮市  
富士市

木島、岩淵、中之郷、南松野、北松野、中野台一丁目、中野台二丁目

第五区

三島市  
富士市

第四区に属しない区域

御殿場市  
裾野市  
田方郡  
駿東郡  
小山町

第六区

沼津市  
熱海市  
伊東市  
下田市  
伊豆市  
伊豆の国市  
賀茂郡  
駿東郡  
清水町  
長泉町

第七区

浜松市  
西區  
北區  
浜北區  
天竜區  
湖西市

第八区

浜松市  
中區  
東區  
南區

愛知県

- 1 第五区、第六区、第七区、第九区及び第十区の区域に次の六選挙区を設ける。

第五区

名古屋市  
中村區  
中川區  
清須市

第六区

瀬戸市  
春日井市

第七区

大府市  
尾張旭市  
豊明市

日進市  
長久手市  
愛知郡

第九区

津島市  
稲沢市  
愛西市  
弥富市  
あま市  
海部郡

第十区

一宮市  
岩倉市

第十六区

犬山市  
江南市  
小牧市  
名古屋北  
春日井西郡  
丹羽郡

- 2 第十一区及び第十四区の区域に次の二選挙区を設ける。

第十一区

豊田市  
みよし市

第十四区

豊川市  
蒲郡市  
新城市  
額田郡  
北設楽郡

滋賀県

- 第二区、第三区及び第四区の区域に次の二選挙区を設ける。

第二区

彦根市  
長浜市  
近江八幡市  
東近江市

米原市  
蒲生郡  
愛知郡  
犬上郡

第三区

草津市  
守山市  
栗東市  
甲賀市  
野洲市  
湖南市

大阪府

第八区及び第九区の区域に次の二  
選挙区を設ける。

第八区

豊中市  
池田市

第九区

茨木市  
箕面市  
豊能郡

兵庫県

第五区及び第六区の区域に次の二  
選挙区を設ける。

第五区

豊岡市  
川西市

平野(字カキヲジ原に限る。)、  
石道、虫生、赤松、柳谷、芋  
生、若宮、清和台東一丁目、  
清和台東二丁目、清和台東三  
丁目、清和台東四丁目、清和  
台東五丁目、清和台西一丁目、  
清和台西二丁目、清和台西三  
丁目、清和台西四丁目、清和  
台西五丁目、けやき坂一丁目、  
けやき坂二丁目、けやき坂三  
丁目、けやき坂四丁目、けや

き坂五丁目、西畦野(字丸山  
及び字東通りを除く。)、一  
庫、国崎、黒川、横路、大和  
東一丁目、大和東二丁目、大  
和東三丁目、大和東四丁目、  
大和東五丁目、大和西一丁目、  
大和西二丁目、大和西三丁目、  
大和西四丁目、大和西五丁目、  
美山台一丁目、美山台二丁目、  
美山台三丁目、丸山台一丁目、  
丸山台二丁目、丸山台三丁目、  
見野一丁目、見野二丁目、見  
野三丁目、東畦野、東畦野一  
丁目、東畦野二丁目、東畦野  
三丁目、東畦野四丁目、東畦  
野五丁目、東畦野六丁目、東  
畦野山手一丁目、東畦野山手  
二丁目、長尾町、西畦野一丁  
目、西畦野二丁目、山原、山  
原一丁目、山原二丁目、緑が  
丘一丁目、緑が丘二丁目、山  
下町、山下、笹部一丁目、笹  
部二丁目、笹部三丁目、笹部、  
下財町、一庫一丁目、一庫二  
丁目、一庫三丁目

三田市

丹波篠山市

養父市

丹波市

朝来市

川辺郡

美方郡

第六区

伊丹市

宝塚市

川西市

第五区に属しない区域

和歌山県

和歌山県の区域に次の二選挙区を

設ける。

第一区

和歌山市  
紀の川市  
岩出市

第二区

海南市  
橋本市  
有田市  
御坊市  
田辺市  
新宮市  
海草郡  
伊都郡  
有田郡  
日高郡  
西牟婁郡  
東牟婁郡

島根県

島根県の区域に次の二選挙区を設ける。

第一区

松江市  
安来市  
雲南市  
仁多郡  
飯石郡  
隠岐郡

第二区

浜田市  
出雲市  
益田市  
大田市  
江津市  
邑智郡  
鹿足郡

岡山県

岡山県の区域に次の四選挙区を設

ける。

第一区

岡山市  
北区  
備前市  
赤磐市  
和気郡  
加賀郡

第二区

岡山市  
中区  
東区  
南区  
玉野市  
瀬戸内市

第三区

津山市  
笠岡市  
井原市  
総社市  
高梁市  
新見市  
真庭市  
美作市  
浅井市  
浅口郡  
小田郡  
真庭郡  
苫田郡  
勝田郡  
英田郡  
久米郡

第四区

倉敷市  
都窪郡

広島県

1 第一区、第二区、第三区、第四区、第五区及び第六区の区域に次の五選挙区を設ける。

第一区

広島市  
中区  
東区  
南区  
安芸郡  
府中町  
海田町  
坂町

第二区

広島市  
西区  
佐伯区  
大竹市  
廿日市市

第三区

広島市  
安佐南区  
安佐北区  
安芸区  
安芸高田市  
山県郡

第四区

呉市  
竹原市  
東広島市  
江田島市  
安芸郡  
熊野町  
豊田郡

第五区

三原市  
尾道市  
府中市  
三次市  
庄原市  
世羅郡  
神石郡

2 第七区を第六区とする。

山口県

山口県の区域に次の三選挙区を設ける。

第一区

宇部市  
山口市  
防府市

第二区

下松市  
岩国市  
光市  
柳井市  
周南市  
大島郡  
玖珂郡  
熊毛郡

第三区

下関市  
萩市  
長門市  
美祢市  
山陽小野田市  
阿武郡

愛媛県

愛媛県の区域に次の三選挙区を設ける。

第一区

松山市

第二区

今治市  
新居浜市  
西条市  
四国中央市  
越智郡

第三区

宇和島市  
八幡浜市  
大洲市  
伊予市

西 予 市  
東 温 市  
上 浮 穴 郡  
伊 予 郡  
喜 多 郡  
西 宇 和 郡  
北 宇 和 郡  
南 宇 和 郡

福 岡 県

第一区及び第四区の区域に次の二  
選挙区を設ける。

第 一 区

福 岡 市  
東 区

大字勝馬、大字弘、大字志  
賀島、西戸崎一丁目、西戸  
崎二丁目、西戸崎三丁目、  
西戸崎四丁目、西戸崎五丁  
目、西戸崎六丁目、大岳一  
丁目、大岳二丁目、大岳三  
丁目、大岳四丁目、大字西  
戸崎、大字奈多、雁の巣一  
丁目、雁の巣二丁目、奈多  
一丁目、奈多二丁目、奈多  
三丁目、奈多団地、塩浜一  
丁目、塩浜二丁目、塩浜三  
丁目、大字三苫、三苫一丁  
目、三苫二丁目、三苫三丁  
目、三苫四丁目、三苫五丁  
目、三苫六丁目、三苫七丁  
目、三苫八丁目、美和台新  
町、美和台一丁目、美和台  
二丁目、美和台三丁目、美  
和台四丁目、美和台五丁目、  
美和台六丁目、美和台七丁  
目、高美台一丁目、高美台  
二丁目、高美台三丁目、高  
美台四丁目、和白東一丁目、  
和白東二丁目、和白東三丁

目、和白東四丁目、和白東  
五丁目、和白丘一丁目、和  
白丘二丁目、和白丘三丁目、  
和白丘四丁目、和白一丁目、  
和白二丁目、和白三丁目、  
和白四丁目、和白五丁目、  
和白六丁目、大字上和、白、  
松香台一丁目、松香台二丁  
目、唐原一丁目、唐原二丁  
目、唐原三丁目、唐原四丁  
目、唐原五丁目、唐原六丁  
目、唐原七丁目、大字浜男、  
御島崎一丁目、御島崎二丁  
目、大字下原、下原一丁目、  
下原二丁目、下原三丁目、  
下原四丁目、下原五丁目、  
大字香椎（一番地から百十  
八番地までを除く。）、香  
椎一丁目、香椎二丁目、香  
椎三丁目、香椎四丁目、香  
椎五丁目、香椎六丁目、香  
椎台一丁目、香椎台二丁目、  
香椎台三丁目、香椎台四丁  
目、香椎台五丁目、香椎駅  
東一丁目、香椎駅東二丁目、  
香椎駅東三丁目、香椎駅東  
四丁目、香椎駅前一丁目、  
香椎駅前二丁目、香椎駅前  
三丁目、香椎団地、香住ヶ  
丘一丁目、香住ヶ丘二丁目、  
香住ヶ丘三丁目、香住ヶ丘  
四丁目、香住ヶ丘五丁目、  
香住ヶ丘六丁目、香住ヶ丘  
七丁目、城浜団地、名島一  
丁目、名島二丁目、名島三  
丁目、名島四丁目、名島五  
丁目、香椎浜一丁目、香椎  
浜二丁目、香椎浜三丁目、  
香椎浜四丁目、香椎照葉一  
丁目、香椎照葉二丁目、香

椎照葉三丁目、香椎照葉四丁目、香椎照葉五丁目、香椎照葉六丁目、香椎照葉七丁目、みなと香椎一丁目、みなと香椎二丁目、みなと香椎三丁目、香椎浜ふ頭一丁目、香椎浜ふ頭二丁目、香椎浜ふ頭三丁目、香椎浜ふ頭四丁目、千早一丁目、千早二丁目、千早三丁目、千早四丁目、千早五丁目、千早六丁目、松崎一丁目、松崎二丁目、松崎三丁目、松崎四丁目、舞松原一丁目、舞松原二丁目、舞松原三丁目、舞松原四丁目、舞松原五丁目、舞松原六丁目、水谷一丁目、水谷二丁目、水谷三丁目、若宮二丁目、若宮三丁目、若宮四丁目、若宮五丁目、松島一丁目、松島二丁目、松島三丁目（一番から三十番までに限る。）、松島四丁目、松島五丁目（一番から二十番までに限る。）、松島六丁目、松田一丁目、松田二丁目、松田三丁目、箱崎一丁目、箱崎二丁目、箱崎三丁目、箱崎四丁目、箱崎五丁目、箱崎六丁目、箱崎七丁目、箱崎ふ頭一丁目、箱崎ふ頭二丁目、箱崎ふ頭三丁目、箱崎ふ頭四丁目、箱崎ふ頭五丁目、箱崎ふ頭六丁目、原田一丁目、原田二丁目、原田三丁目、原田四丁目、貝塚団地、東浜一丁目、東浜二丁目、社領一丁目、社領二丁目、社領三丁目、郷

口町、筥松一丁目、筥松二丁目、筥松三丁目、筥松四丁目、筥松新町、二又瀬、二又瀬新町、馬出一丁目、馬出二丁目、馬出三丁目、馬出四丁目、馬出五丁目、馬出六丁目

博多区

第四区

福岡市

東区

第一区に属しない区域

宗像市

古賀市

福津市

糟屋郡

長崎県

長崎県の区域に次の三選挙区を設ける。

第一区

長崎市

第二区

島原市

諫早市

大村市

対馬市

壱岐市

雲仙市

南島原市

西彼杵郡

第三区

佐世保市

平戸市

松浦市

五島市

西海市

東彼杵郡

北松浦郡

南松浦郡

- 備考1 行政区画その他の区域は、令和4年6月16日現在による。
- 2 ここに記載していない選挙区については、従前の区域とする。
- 3 「本庁管内」とは、市区町村の区域のうち、支所又は出張所（それぞれ当該市区町村の区域の一部を所管区域とするものに限る。）の所管区域に属しない区域をいう。